

野木町一般廃棄物処理基本計画

令和 3 年 3 月

野木町

目 次

I 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本的条件	3
4 計画の推進	3
5 地域の概況	4
6 関連計画等	6
II ごみ処理基本計画	12
1 ごみ処理の現状	12
2 ごみの将来予測	22
3 ごみ処理の課題	25
4 基本方針及び数値目標	26
5 施策	28
6 町民・事業者・行政の役割	30
7 収集・運搬計画	31
8 中間処理及び最終処分計画	31
9 災害ごみ対策	31
III 生活排水処理基本計画	32
1 生活排水処理体系	32
2 生活排水の処理形態別人口の推移	33
3 河川水質の推移	34
4 生活排水処理施設の状況	35
5 し尿・浄化槽汚泥処理の現状	36
6 基本方針	37
7 数値目標	37
8 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	38
資料編	39
◇ 用語解説	39
◇ ごみ処理量内訳	43
◇ 将来予測	45
◇ 将来予測（目標達成ケース）	45

I 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

20 世紀から続く大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、豊かで便利な生活を私たちにもたらしてきましたが、一方では、自然環境の破壊、地球の温暖化、大量の廃棄物の発生、そして資源の枯渇など、様々な地球規模での環境問題を引き起こしています。

また、廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加、質の多様化、最終処分場のひっ迫といった問題が生じているため、廃棄物の排出抑制、資源化といった環境負荷の少ない持続可能な社会経済システムである循環型社会を構築していく必要があります。

国では、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の構築を目的として、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後、「廃棄物処理法」や「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」等の各種リサイクル法の整備を行いました。

これらの法制度に基づく施策の面では、平成 15 年に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、以降、平成 20 年に第二次、平成 25 年には第三次、平成 30 年に第四次の計画を策定、推進しています。

栃木県では、以前からごみ処理の広域化を進めてきており、野木町（以下「本町」という）から排出される一般廃棄物及びし尿・浄化槽汚泥の中間処理と最終処分は、小山広域保健衛生組合が行っています。一般廃棄物については、本町、小山市、下野市（可燃ごみ、可燃系粗大ごみについては石橋地区を除く）が対象で、し尿・浄化槽汚泥については、本町、小山市、下野市、上三川町が対象となっています。同組合では、ごみ処理施設の整備、新たな処理システムの構築を進めています。

こうした背景の中、本町は、循環型社会の形成に向け、ごみの排出抑制及び資源化について、具体的に数値目標を設定し、目標を達成するための施策としては 3R（リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」）を基本として推進してきました。

以上のとおり、循環型社会の形成は、平成 27 年 9 月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択されたことから、その考えを取り入れた国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」や本町の「第 8 次野木町総合計画」をはじめ、国際社会全体で取り組むべき課題となっています。

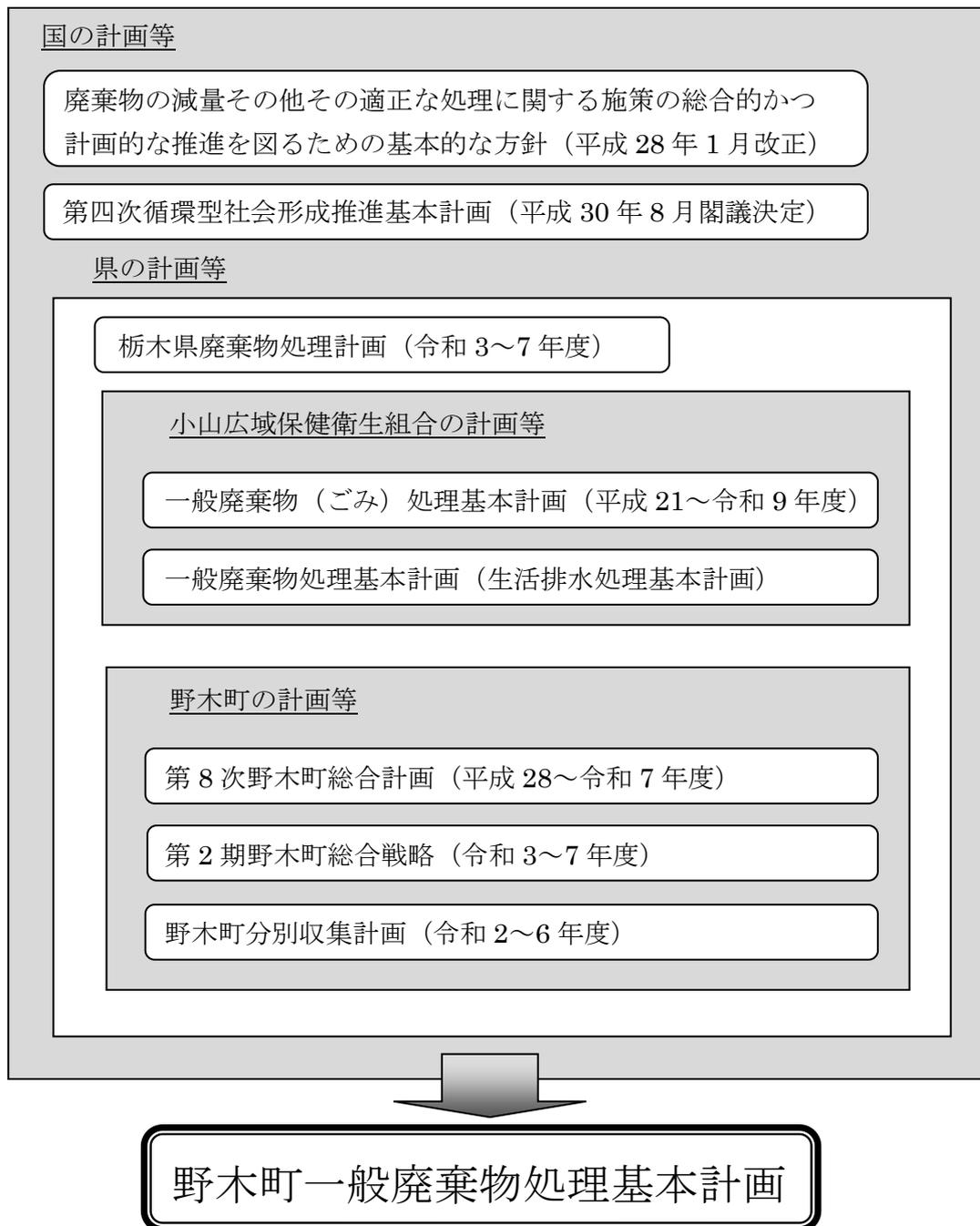
本計画は、町民・事業者・行政が、循環型社会の形成を目指して、それぞれが相互に連携し、積極的に施策に取り組んでいくため、また、生活排水の適切な処理と水質汚濁防止を図るために、「野木町一般廃棄物処理基本計画」を中間年において改訂したものです。

2 計画の位置付け

野木町一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、町内における一般廃棄物及び生活排水の処理に関する事項を定めます。

本計画の位置付けを図1-2-1に示します。計画策定においてはこれらの各種計画等に基づき策定しました。

図 1-2-1 計画の位置付け



3 計画の基本的条件

① 対象地域

計画対象地域は、野木町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。目標年度は、第8次野木町総合計画後期基本計画の期間と整合を図り、中間年の令和7年度とします。中間年での進捗や、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画期間：令和3～12年度 目標年度：令和7年度

③ 計画の構成

本計画は、「ごみ処理基本計画」（ごみ処理に関する部分）と「生活排水処理基本計画」（生活排水処理に関する部分）で構成します。

ごみ処理基本計画では、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画等を策定します。

生活排水処理計画では、生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理主体別（公共下水道、合併処理浄化槽等）の処理計画、整備計画を踏まえて生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

4 計画の推進

① 計画の周知

ごみの減量・資源化を推進し、本計画の目標を達成していくためには、町民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。そのため、本計画を広報やホームページ等により広く公開し、積極的な周知に努めます。また、必要に応じて国や近隣の自治体と連携を図ります。

計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、町のごみ処理に関する最新情報を収集し、町民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

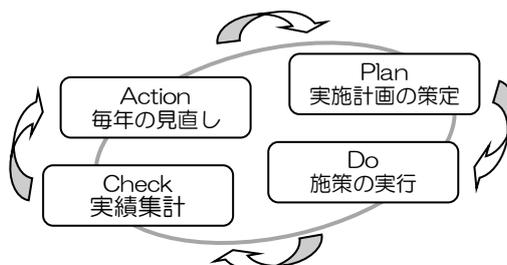
② 実施計画等の策定

一般廃棄物処理基本計画の目標の達成に向け、本計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定し推進していきます。また、資源ごみの分別収集については、分別収集計画を策定し推進していきます。

③ 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。



5 地域の概況

① 位置・地勢

本町は、栃木県の南端に位置し、ほぼ全域にわたって関東ローム層からなる平地で、台地と低地（水田）が交錯しており、古くから農業がさかんでした。周囲は、東南は茨城県古河市と接し、西は栃木市、北は小山市にそれぞれ接しており、東京へ69.4km、県都宇都宮まで40.1kmの距離にあります。交通条件としては、本町のほぼ中央部を南北にJR宇都宮線が通り、これに平行して国道4号が位置し、また、新4号国道が本町の東側を南北に走っています。

■野木町の位置



② 人口

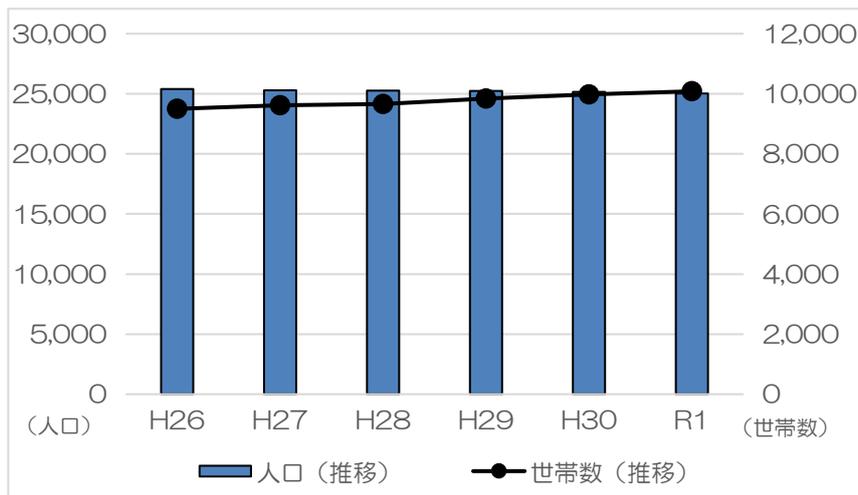
本町の人口は、緩やかな減少傾向が続いています。その一方で、世帯数の推移は増加傾向が続いており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

表 1-5-1 人口及び世帯数の推移

年	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
人口（人）	25,399	25,292	25,269	25,249	25,161	25,038
世帯数（世帯）	9,500	9,613	9,658	9,837	9,975	10,083
世帯当たり人員(人)	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5

資料：毎月人口調査、各年10月1日現在

図 1-5-1 人口及び世帯数の推移（毎月人口調査、各年10月1日現在）



資料：毎月人口調査、各年10月1日現在

② 産業の動向

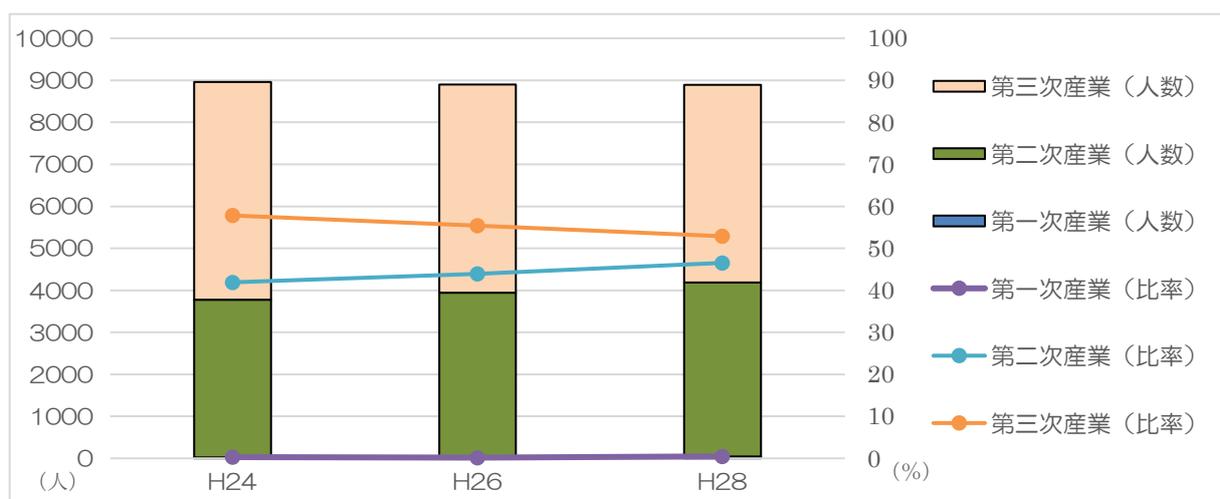
本町の産業別従業者数の推移は、第一次産業が横ばいの状態で第二次産業が増加傾向にあり、第三次産業が減少傾向を示しております。全体としては微減傾向を示しています。

表 1-5-2 産業別従業者数の推移

	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
農林水産業	24	0.27%	16	0.18%	42	0.47%
第一次産業	24	0.27%	16	0.18%	42	0.47%
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	479	5.35%	462	5.17%	435	4.89%
製造業	3,275	36.56%	3,467	38.78%	3,707	41.65%
第二次産業	3,754	41.91%	3,929	43.95%	4,142	46.54%
電気・ガス・水道業	3	0.03%	6	0.07%	21	0.24%
運輸・通信業	261	2.91%	244	2.73%	261	2.93%
卸売・小売業、飲食店	1,546	17.26%	1,444	16.15%	1,427	16.03%
金融・保険業	78	0.87%	81	0.91%	87	0.98%
不動産業	69	0.77%	103	1.15%	102	1.15%
医療、福祉	1,657	18.50%	1,425	15.94%	1,271	14.28%
教育、学習支援業	435	4.86%	448	5.01%	455	5.11%
サービス業	1,130	12.62%	1,244	13.91%	1,092	12.27%
公務	—	—	—	—	—	—
第三次産業	5,179	57.82%	4,955	55.43%	4,706	52.88%
総合計	8,957	100%	8,940	100%	8,900	100%

資料：経済センサス（調査期日：平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在）

図 1-5-2 産業別（大分類）従業者数の推移



資料：経済センサス（調査期日：平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在）

6 関連計画等

① 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 27 年 9 月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択されたことから、その考えを取り入れた「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30 年 6 月に閣議決定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

計画期間	平成 30 年 6 月閣議決定、指標目標年は令和 7 年度
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 ○大規模災害の頻発と対策の遅れ ○国民の意識の変化（ものの豊かさ→心の豊かさ） ○資源循環及び適正処理の担い手の確保
第四次循環計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会づくりとの統合的取組 2030 年度目標 平成 12 年度の家庭系食品ロス量（433t）を半減 ○多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 2025 年度目標 1 人 1 日当たりのごみ排出量^{*1}：約 850g/人/日 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量^{*2}：約 440 g/人/日 ○ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ○適正処理の更なる推進と環境再生 ○万全な災害廃棄物処理体制の構築 ○適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 ○循環分野における基盤整備 <p>※1：計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量</p> <p>※2：集団回収量、資源ごみ等を除く家庭からの 1 人 1 日当たりのごみ排出量</p>
循環型社会の全体像に関する指標、目標	<ul style="list-style-type: none"> ○資源生産性（万円/トン） H12 年度：24⇒ H27 年度：38 ⇒ R7 年度目標：49（+102%） ○入口側の循環利用率（%） H12 年度：10 ⇒ H27 年度：16 ⇒ R7 年度目標：18（+8 ポイント） ○出口側の循環利用率（%） H12 年度：36 ⇒ H27 年度：55 ⇒ R7 年度目標：47（+11 ポイント） ○最終処分量（百万トン） H12 年度：57 ⇒ H27 年度：14 ⇒ R7 年度目標：13（△70%）

資料：循環型社会形成推進基本計画の概要（環境省）

② 栃木県廃棄物処理計画

栃木県は、県内における廃棄物に関する現状等を踏まえ、廃棄物の減量及び適正処理のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-2 栃木県廃棄物処理計画の概要

計画期間	令和3～7年度
廃棄物の排出及び処理の現状	<p>テーマ1) 廃棄物の排出量を減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の総排出量は減少傾向（ただし、事業系は横ばい） ・1人当たりの生活系一廃の排出量は減少 ・産廃の排出量は景気動向に伴い増加傾向 <p>テーマ2) 廃棄物を処理する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一廃、産廃共に再生利用率、最終処分量共に減少 ・とちの環エコ製品の認定件数は増加傾向 ・産業廃棄物の不法投棄件数は減少傾向 ・有害な物質を含む廃棄物等の確実な処理 ・放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理の確保 ・災害廃棄物の発生 <p>テーマ3) 廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に16の一廃焼却施設を整備、約半数の市町で最終処分場が未整備 ・優良認定を受けた産廃処理業者は増加 ・安全型最終処分場の残余容量は増加 ・県営の管理型最終処分場を整備中 ・産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数は減少 ・廃棄物処理施設に対する迷惑施設のイメージの存在
現状に対する課題	<p>現行計画により廃棄物の発生抑制や再生利用等に対して一定の効果はあったものの、目標の達成に向けて、更なる取組の推進が必要。また、廃棄物を巡る状況（社会情勢の変化、資源循環等）や栃木県の特性を意識した取組が必要。</p>
10年後の将来像	<p>①無駄に使われる資源を減らし、モノが資源として循環する、ライフサイクル全体での資源循環の取組が拡大</p> <p>②地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域における資源の循環が形成</p> <p>③地域変動対策を意識した廃棄物の処理体制が確立</p> <p>④廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たな雇用創出、企業立地等が実現</p>
次期計画における施策展開	<p><テーマ1>ライフサイクル全体での資源循環の推進</p> <p><テーマ2>資源循環としての適正処理の推進</p> <p><テーマ3>資源純化案推進体制の確保</p> <p><テーマ4>廃棄物・リサイクル産業の振興</p>

資料：次期栃木県廃棄物処理計画（仮）の骨子案について

③ 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

本町、小山市、下野市で構成される小山広域保健衛生組合では、循環型地域社会の構築に向け、今後のごみ処理システムについての基本的な方向を示すものとして、令和2年に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-3 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

計画期間	平成 21～令和 9 年度 概ね 5 年ごとに見直し																						
基本理念	循環型地域社会の実現を目指す																						
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○構成市町との協働による 3R の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な情報発信 ・開かれた施設を目指す ○循環型社会形成に向け、環境負荷の低減、効率と経済性に配慮した最適な施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・分別区分やごみ処理体制の統一化 ・中間処理による更なる減量化・資源化 ・処理施設におけるエネルギー回収と利用 ・地域の環境負荷の低減 ・地域の温室効果ガスの削減に貢献 ○徹底した資源循環による最終処分量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した資源物の分別 ○適正処理の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・有害ごみの適正処理 ・緊急時・災害時等の対策の検討 																						
数値目標 ※概ね 5 年ごとに見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○資源化率 H30 年度：16% ⇒ R9 年度：14% 主な施策：生ごみの堆肥化、剪定枝の資源化、プラスチック製容器包装の資源化、焼却残渣の資源化 ○最終処分率 H30 年度：4% ⇒ R9 年度：5% 主な施策：不燃ごみ中の資源化可能物の徹底分別（小型家電製品の分別など） ○燃やすごみの必達目標値 H30 年度：55,557t ⇒ R9 年度：50,557t 必達目標値の年間 5,000t 削減に向けて下記の施策を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施施策</th> <th style="text-align: center;">導入予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①家庭系ごみ有料化指定袋制度の導入</td> <td>令和6(2024)年度</td> </tr> <tr> <td>②事業系ごみ有料化指定袋制度の導入・手数料の見直し</td> <td>令和5(2023)年度</td> </tr> <tr> <td>③ごみの分別映像の作成、配布</td> <td>令和4(2022)年度</td> </tr> <tr> <td>④雑紙分別保管袋の作成、配布</td> <td>令和3(2021)年度</td> </tr> <tr> <td>⑤直接搬入者の情報を把握し、不適正搬入の対策</td> <td>令和2(2020)年度</td> </tr> <tr> <td>⑥事業所のごみ処理の実態把握、指導</td> <td>令和3(2021)年度</td> </tr> <tr> <td>⑦多量排出事業所への訪問指導</td> <td>令和2(2020)年度</td> </tr> <tr> <td>⑧公共施設の機密文書のリサイクル処理</td> <td>令和3(2021)年度</td> </tr> <tr> <td>⑨リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止</td> <td>令和4(2022)年度</td> </tr> <tr> <td>⑩食品ロスの削減</td> <td>令和2(2020)年度</td> </tr> </tbody> </table>	実施施策	導入予定年度	①家庭系ごみ有料化指定袋制度の導入	令和6(2024)年度	②事業系ごみ有料化指定袋制度の導入・手数料の見直し	令和5(2023)年度	③ごみの分別映像の作成、配布	令和4(2022)年度	④雑紙分別保管袋の作成、配布	令和3(2021)年度	⑤直接搬入者の情報を把握し、不適正搬入の対策	令和2(2020)年度	⑥事業所のごみ処理の実態把握、指導	令和3(2021)年度	⑦多量排出事業所への訪問指導	令和2(2020)年度	⑧公共施設の機密文書のリサイクル処理	令和3(2021)年度	⑨リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止	令和4(2022)年度	⑩食品ロスの削減	令和2(2020)年度
実施施策	導入予定年度																						
①家庭系ごみ有料化指定袋制度の導入	令和6(2024)年度																						
②事業系ごみ有料化指定袋制度の導入・手数料の見直し	令和5(2023)年度																						
③ごみの分別映像の作成、配布	令和4(2022)年度																						
④雑紙分別保管袋の作成、配布	令和3(2021)年度																						
⑤直接搬入者の情報を把握し、不適正搬入の対策	令和2(2020)年度																						
⑥事業所のごみ処理の実態把握、指導	令和3(2021)年度																						
⑦多量排出事業所への訪問指導	令和2(2020)年度																						
⑧公共施設の機密文書のリサイクル処理	令和3(2021)年度																						
⑨リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止	令和4(2022)年度																						
⑩食品ロスの削減	令和2(2020)年度																						

④ 小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

小山広域保健衛生組合では、住民に対し生活排水処理の重要性について広報・教育活動を通じて積極的な啓発を行うとともに、公共下水道の推進、農業集落排水施設及び浄化槽等の地域に即した生活排水処理施設の整備促進を図り、公共用水域の水質保全・向上から水環境の保全をし、今後も快適な生活環境を確保するために、小山広域一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）を策定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-4 小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の概要

計画期間	平成 21～令和 5 年度
課題	生活排水処理の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備推進 ・ 公共下水道への接続率（水洗化率）の向上 ・ 公共下水道計画区域外への対応 ・ 生活雑排水処理の推進 し尿・浄化槽汚泥処理施設整備の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備方針の検討 ・ 施設整備内容の検討循環型社会の実現を目指す
方向性	○小山広域保健衛生組合から発生する概ねすべての生活排水を処理施設において処理することを目標とする。 ○人口密集地については公共下水道、農業振興地域については農業集落排水施設、その他の地域については合併処理浄化槽による整備を進め、生活排水処理率を向上させる。
数値目標	○生活排水処理率 ⇒ R5 年度：93.0%

⑤ 第 8 次野木町総合計画

本町では、平成 28 年 3 月にまちづくりの指針となる第 8 次野木町総合計画基本構想及び前期基本計画、令和 3 年 3 月に後期計画を策定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-5 第 8 次野木町総合計画の概要

計画期間	基本構想：平成 28～令和 7 年度 後期基本計画：令和 3～7 年度
将来像	水と緑と人の和でうるおいのあるまち
基本構想 施策の大綱	○横断的目標 ともに主体性を持って協力しあえるまち（協働のまち、男女共同参画のまち） ○基本目標 1. 人を育み生きる喜びがあふれるまち 2. 自然と共生したうるおいのあるまち 3. 支えあい、心ふれあうやさしいまち 4. 活力に満ちたのびゆくまち
計画人口	○総人口の展望（野木町人口ビジョンより） 令和 7 年：25,096 人 令和 12 年：25,018 人 令和 17 年：24,811 人 令和 22 年：24,507 人 令和 27 年：24,147 人 ○計画人口 令和 37 年：24,000 人
廃棄物・し尿処理に関する施策	○下水道の整備 ○ごみの減量化・資源化の推進 ○3R 活動の推進 ○食品ロスの削減
廃棄物・し尿処理に関する指標	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関連する SDGs</p>  </div> <p>○下水道普及率 令和元年度：73.4% ⇒ 令和 7 年度：75.0%</p> <p>○3R 活動イベント（年） 令和元年度：3 回 ⇒ 令和 7 年度：3 回</p> <p>○資源物集団回収団体数 令和元年度：28 団体 ⇒ 令和 7 年度：28 団体</p> <p>○1 人当たりのごみ排出量（1 日） 令和元年度：853g/人・日 ⇒ 令和 7 年度：810g/人・日</p> <p>○1 人当たりの家庭系可燃ごみの排出量（1 日） 令和元年度：434g/人・日 ⇒ 令和 7 年度：400g/人・日</p> <p>○フードドライブによる食品提供件数（年） 令和元年度：12 件 ⇒ 令和 7 年度：50 件</p>

⑥ 野木町分別収集計画

本町では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るため、野木町分別収集計画を策定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-6 野木町分別収集計画

計画期間	令和 2～6 年度
基本的方向	○容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり ○全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
対象品目	容器包装廃棄物のうち ・スチール製容器 ・アルミ製容器 ・ガラス製容器（無色、茶色、その他） ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装
各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	令和 2 年度：1,786t 令和 3 年度：1,785t 令和 4 年度：1,785t 令和 5 年度：1,784t 令和 6 年度：1,784t

⑦ 野木町一般廃棄物処理実施計画

本町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、毎年度の一般廃棄物の処理計画を策定しています。計画の概要を次に示します。

表 1-6-7 野木町一般廃棄物処理実施計画

計画期間	年度ごとに策定
ごみ処理実施計画の項目	1. 計画区域 2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 3. 一般廃棄物の排出を抑制のための方策 4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類・分別の区分及び排出方法 5. 収集運搬計画 6. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 7. 一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備に関する事項 8. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
し尿・浄化槽汚泥処理実施計画の項目	1. 計画区域 2. し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み 3. 収集運搬計画 4. し尿・汚泥処理施設の整備に関する事項 5. その他し尿・浄化槽汚泥の処理に関し必要な事項 c

II ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

本町では、資源の循環利用とごみ減量化のために、資源物としてプラ容器、剪定枝、缶・びん・ペットボトル、古紙、古布を回収し、生ごみの堆肥化を行っています。

① ごみの排出の状況

○ ごみ総排出量

一般廃棄物（ごみ）には、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」があります。家庭系ごみと事業系ごみを合わせた本町のごみ総排出量を以下に示します。本町のごみ総排出量は増加傾向にありますが、平成28年度と令和元年度に減少しております。

表 2-1-1 ごみ総排出量の推移

単位：kg

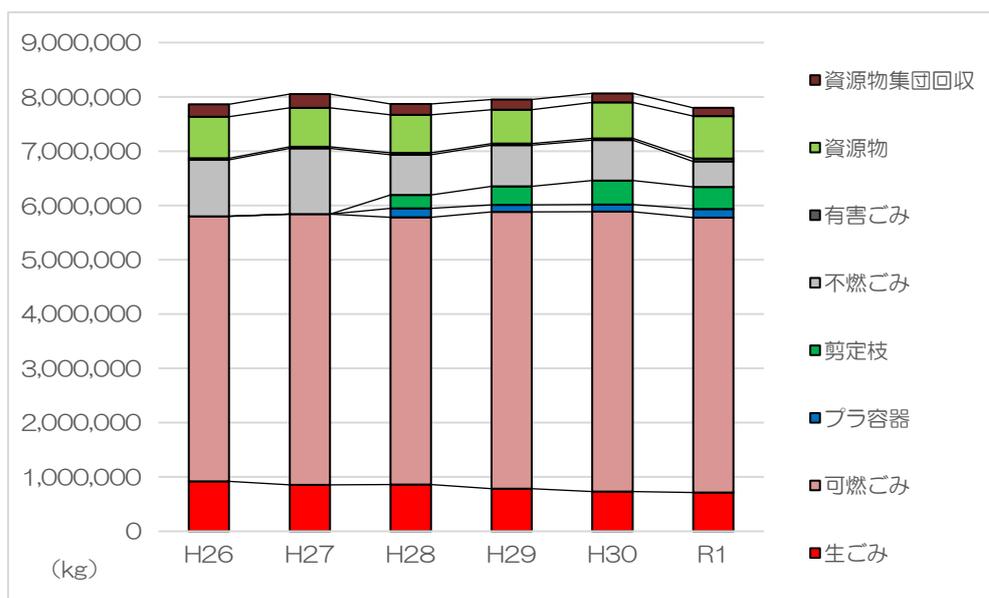
	生ごみ	可燃ごみ	プラ容器	剪定枝	不燃ごみ	有害ごみ	可燃系資源物	不燃系資源物	資源物 集団回収	合計
平成 26	919,710	4,882,730	—	—	1,038,890	30,860	569,090	193,770	229,305	7,864,355
平成 27	853,630	4,987,020	—	—	1,209,490	31,240	528,500	192,170	249,488	8,051,538
平成 28	859,730	4,924,920	160,340	248,070	744,560	29,850	498,660	201,490	204,777	7,872,397
平成 29	783,190	5,099,850	128,730	342,500	754,520	30,490	432,250	192,180	187,745	7,951,455
平成 30	729,880	5,155,570	132,980	441,930	742,610	33,970	466,400	194,610	168,023	8,065,973
令和元	713,870	5,064,260	157,130	405,310	468,320	55,560	558,490	220,500	154,856	7,798,296

※平成30年度までの有害ごみは、使用済乾電池、蛍光灯、アスベスト含有製品、令和元年以降は使用済乾電池、小型家電、スプレー缶、ガス缶、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計

※平成28年度以前、分別収集が始まる前の剪定枝は不燃ごみ、プラ容器は可燃ごみにそれぞれ計上

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-1-1 ごみ総排出量の推移



次に、本町のごみ総排出量を人口で割り、さらに 365 日で割ることで算出した「1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位という）」の推移を以下に示します。

これは、国がごみ発生の抑制の取り組みを評価する指標としているもので、家庭系ごみと事業系ごみ排出量の合計から算出されています。

人口は緩やかな減少傾向が続いています。ごみ総排出量は微増傾向を示していますが、平成 28 年度と例が元年度にそれぞれ減少しています。

1 人 1 日当たりの排出量（原単位という）もごみ総排出量と同じく微増傾向にありますが、平成 28 年度と令和元年度に減少しています。

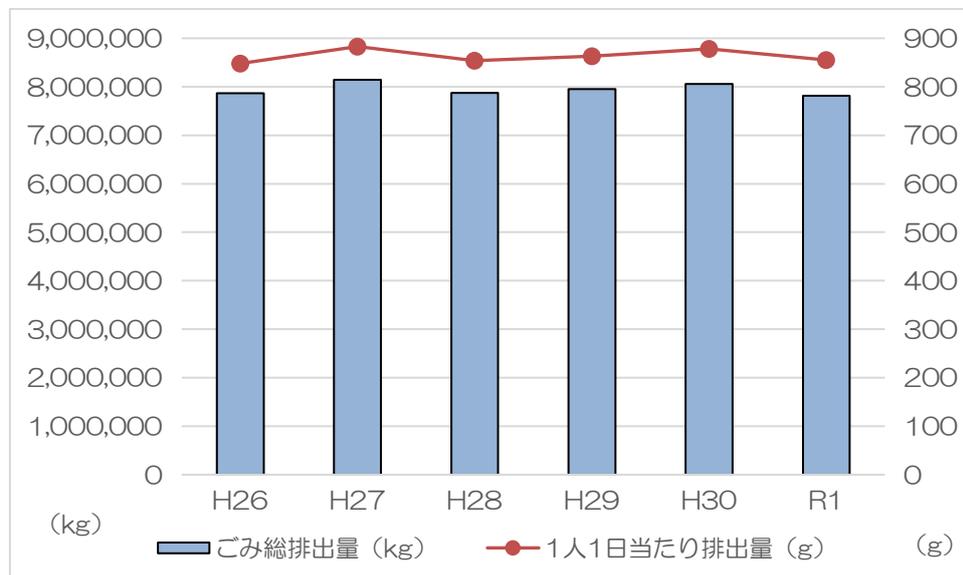
表 2-1-2 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

	ごみ総排出量 (kg)	人口 (人)	1 人 1 日当たり排出量 (g)
平成 26 年度	7,864,355	25,399	848
平成 27 年度	8,051,538	25,292	872
平成 28 年度	7,872,397	25,269	854
平成 29 年度	7,951,455	25,249	862
平成 30 年度	8,065,973	25,161	878
令和元年度	7,798,296	25,038	853

※人口は毎月人口調査、各年 10 月 1 日現在

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-1-2 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移



○ 家庭系ごみと事業系ごみの比率

本町のごみ総排出量を家庭系ごみと事業系ごみに分類した場合の排出量の推移を以下に示します。

家庭系ごみは平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度に減少してからは横ばいの状態で、事業系ごみは平成 29 年度まで増加傾向でしたが、平成 30 年度以降は微減傾向にあります。

それに伴い、事業系ごみの比率が増加傾向にありますが家庭系ごみと事業系ごみの比率は概ね 8 : 2 で推移しています。

表 2-1-3 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移

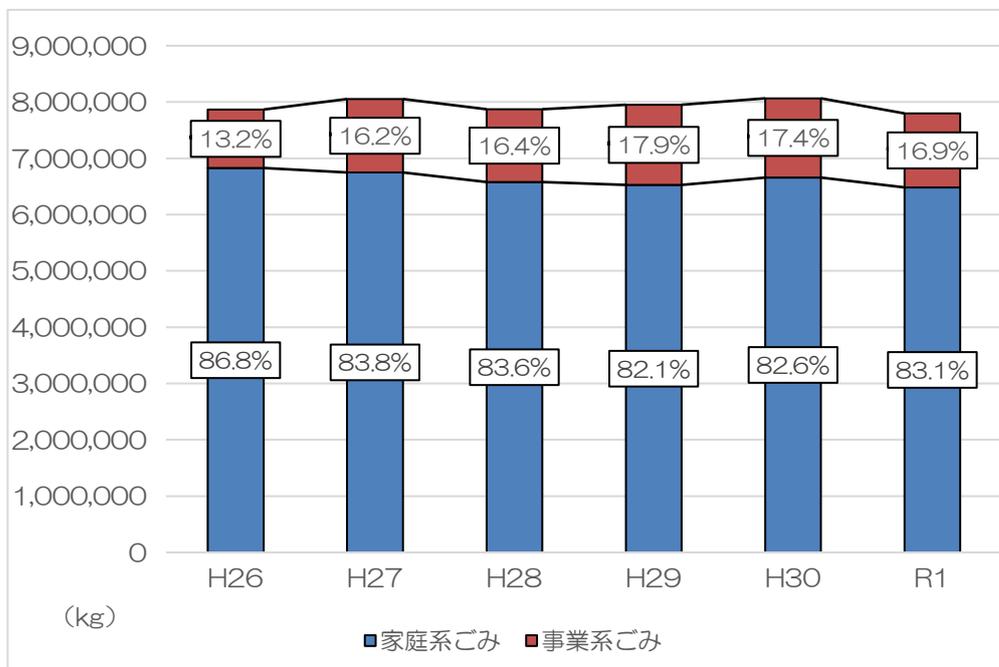
単位 : kg

	家庭系ごみ		事業系ごみ		ごみ総排出量 (合計)
	排出量	割合	排出量	割合	
平成 26 年度	6,828,745	86.8%	1,035,610	13.2%	7,864,355
平成 27 年度	6,751,088	83.8%	1,300,450	16.2%	8,051,538
平成 28 年度	6,579,437	83.6%	1,292,960	16.4%	7,872,397
平成 29 年度	6,527,095	82.1%	1,424,360	17.9%	7,951,465
平成 30 年度	6,660,303	82.6%	1,405,670	17.4%	8,065,973
令和元年度	6,483,636	83.1%	1,314,660	16.9%	7,798,296

※各年度右枠は総排出量に占める割合

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-1-3 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移



○ 家庭系ごみ排出量

本町の家庭系ごみ排出量の推移を以下に示します。平成 27 年度までは増加傾向にありましたが、平成 28 年度に減少してからは横ばいの状態です。なお、平成 28 年度に南部清掃センターが稼働を開始して剪定枝とプラ容器の分別が開始、令和元年度にはリサイクルセンターが稼働開始して、不燃ごみ、有害ごみ、不燃系資源物について同施設での処理を開始しました。

なお、後述の「4 基本方針及び数値目標」に関連する「家庭系可燃ごみの 1 人 1 日当たりの排出量」の現況値（令和元年度実績）については 434g/人・日です。

$$\text{【 計算式 : } 3,963,360\text{kg} \div 25,038 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \approx 434 \text{ g/人} \cdot \text{日} \text{】}$$

表 2-1-4 家庭系ごみの推移

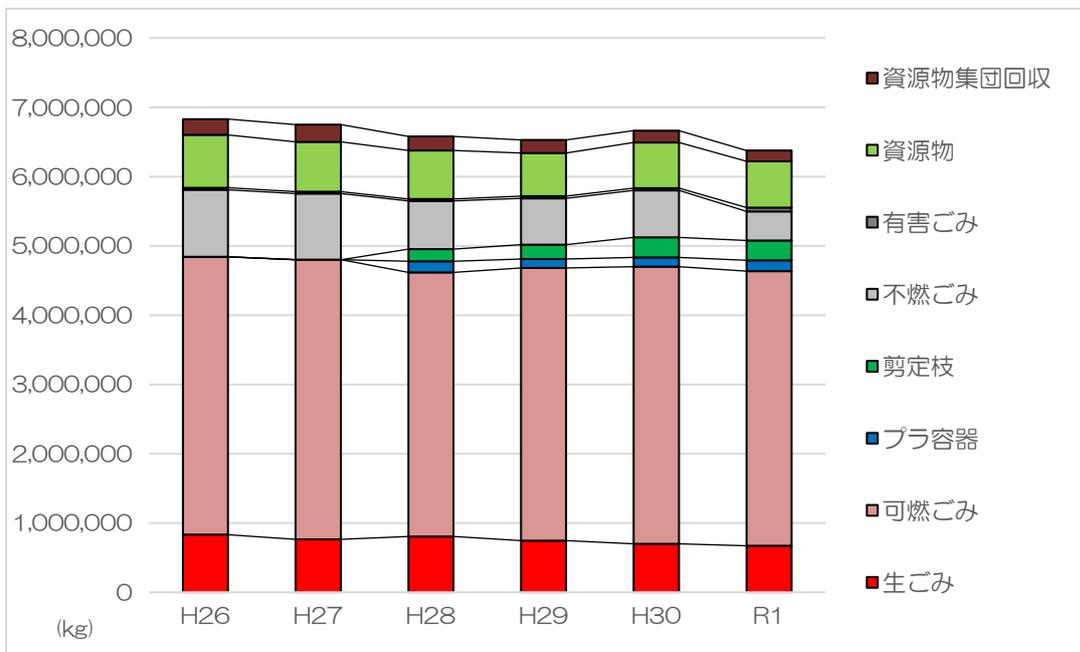
単位：kg

	生ごみ	可燃ごみ	プラ容器	剪定枝	不燃ごみ	有害ごみ	可燃系資源物	不燃系資源物	資源物集団回収	合計
平成 26	830,520	4,010,110	—	—	966,670	30,860	568,120	193,160	229,305	6,828,745
平成 27	764,320	4,033,750	—	—	954,170	31,230	526,540	191,590	249,488	6,751,088
平成 28	804,630	3,811,420	160,290	176,020	694,650	29,850	496,690	201,110	204,777	6,579,437
平成 29	745,450	3,933,880	128,720	209,080	668,100	30,490	431,730	191,900	187,745	6,527,095
平成 30	699,790	3,999,860	132,980	288,220	678,780	33,650	464,390	194,610	168,023	6,660,303
令和元	670,730	3,963,360	157,110	286,980	418,620	55,500	555,980	220,500	154,856	6,483,636

※各年度下段は総排出量に占める割合

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-1-4 家庭系ごみの推移



○ 事業系ごみ排出量

本町の事業系ごみ排出量の推移を以下に示します。平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、平成 30 年度以降は減少傾向にあります。

表 2-1-5 事業系ごみの推移

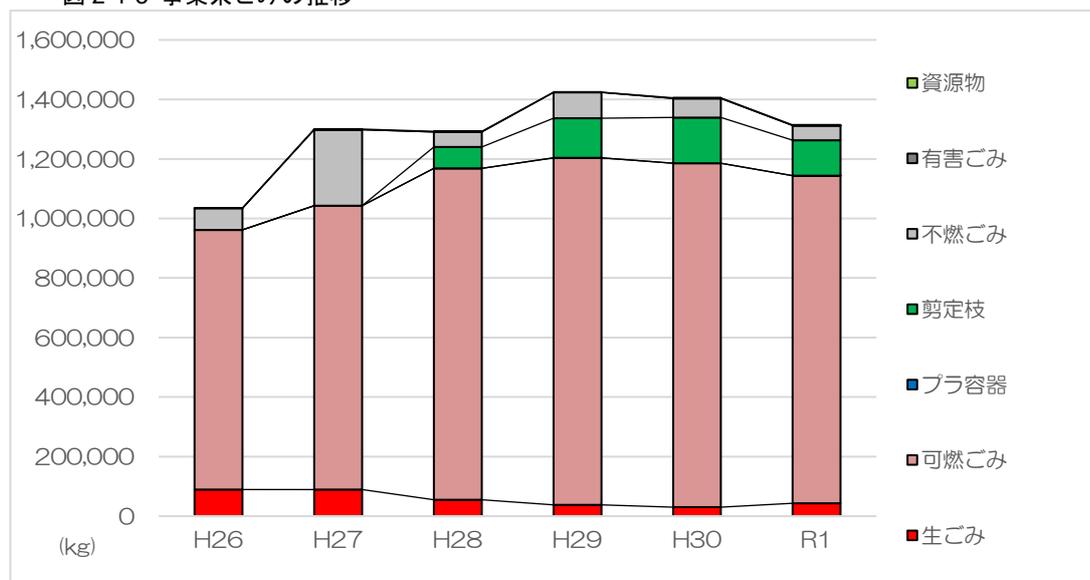
単位：kg

	生ごみ	可燃ごみ	プラ容器	剪定枝	不燃ごみ	有害ごみ	可燃系 資源物	不燃系 資源物	合計
平成 26	89,190	872,620	0	—	72,220	0	970	610	1,035,610
平成 27	89,310	953,270	0	—	255,320	10	1,960	580	1,300,450
平成 28	55,100	1,113,500	50	72,050	49,910	0	1,970	380	1,292,960
平成 29	37,740	1,165,970	10	133,420	86,420	0	520	280	1,424,360
平成 30	30,090	1,155,710	0	153,710	63,830	320	2,010	0	1,405,670
令和元	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510	0	1,314,660

※各年度下段は総排出量に占める割合

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-1-5 事業系ごみの推移



③ 資源化（再生利用）の状況

本町より排出される生ごみは平成 28 年 4 月から稼働している南部清掃センターで堆肥化を行い、資源化（再生利用）しております。「プラスチック容器包装」「剪定枝」「古紙」「古布」についても南部清掃センターで中間処理を行い資源化（再生利用）しております。平成 31 年 4 月から稼働しているリサイクルセンターでは「ペットボトル」「缶」「びん」について中間処理および資源化をしております。また、「不燃ごみ」「使用済み小型家電」「使用済み乾電池」からも資源物を回収して資源化しております。

集団回収されている資源物は、集団回収を行う団体等が民間業者へ直接販売しています。

本町における資源ごみの処理体制は以下のとおりになります（表 2-1-6 参照）。

表 2-1-6 資源ごみの処理体制

処理対象	処理期間	施設
空き缶・空きびん（飲料用）、 ペットボトル（飲料用・調味料用）	平成 31 年度から⇒	リサイクルセンター（下野市内）
プラスチック製容器包装	平成 28 年度から⇒	南部清掃センター（野木町内）
生ごみ、剪定枝	平成 28 年度から⇒	南部清掃センター（野木町内）
可燃系資源（紙類、布類）	平成 28 年度から⇒	南部清掃センター（野木町内）
有害ごみ（使用済み乾電池）	平成 31 年度から⇒	リサイクルセンター（下野市内）
使用済み小型家電製品	平成 31 年度から⇒	リサイクルセンター（下野市内）

資料：小山広域保健衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和 2～9 年度）

③ ごみの分別区分

本町のごみの分別区分を表 2-1-7 に示します。

事業所から排出されるごみについては、基本的には家庭系ごみの分別区分に準じています。

表 2-1-7 ごみの分別区分

種類・分別の区分	主な排出物	排出方法	
家庭系ごみ	生ごみ	厨芥類、残飯、果物、肉、野菜、漬物、茶殻、たまごの殻等	町指定の紙袋に入れる。
	可燃ごみ	紙くず、布類、ビニール類（プラ容器以外）、革製品、ゴム製品、木くず等	透明または白色半透明の袋に入れる。
	プラ容器	プラスチック製の容器・包装	透明または白色半透明の袋に入れる。
	剪定枝	木の枝、小枝等	紙ひもか麻ひもで束ねる。
	不燃ごみ	せともの、資源物以外の空き缶・びん、ガラス、金属ごみ等	透明または白色半透明の袋に入れる。
		蛍光灯	購入時の箱に入れ、透明または白色半透明の袋に入れる。
		スプレー缶、カセットガス	使用后、穴を開けて中身を抜いてから透明または白色半透明の袋に入れる。
		小型家電（長辺が 60cm 以内の電気・電池で動く家庭用小型電気製品）	透明または白色半透明の袋に入れる。
	資源物	空き缶・空きびん（飲料用）、ペットボトル（飲料用・調味料用）、古紙、古布	空き缶・空きびん（飲料用）、ペットボトル（飲料用・調味料用）は袋などから出して、ペットボトルは青の専用コンテナに、空き缶・空きびんはオレンジの専用コンテナ。古紙と古布はコンテナの脇に置く。
	可燃系粗大ごみ	一辺が 60cm を越える可燃性の家具等	小山広域保健衛生組合中央清掃センターに搬入する。もしくは町委託業者へ運搬を依頼する（有料）。
	不燃系粗大ごみ	一辺が 60cm を超える不燃系の家具等	小山広域保健衛生組合リサイクルセンターに搬入する。もしくは町委託業者へ運搬を依頼する（有料）。
	使用済み乾電池	使用済み乾電池	使用済乾電池回収ボックスに随時排出する。
	廃食用油	廃食用油（サラダ油、菜種油、ごま油等）	ペットボトル等の容器に移し替え、町役場に設置した回収ボックスへ随時排出する。
使用済み小型家電	小型家電（電気・電池で動く家庭用小型電気製品）	公共施設の使用済み小型家電回収ボックスに随時排出する。	
事業系ごみ	生ごみ	家庭系ごみと同じ	家庭系ごみと同じ
	可燃ごみ	家庭系ごみと同じ	家庭系ごみと同じ
	プラ容器	家庭系ごみと同じ	家庭系ごみと同じ
	剪定枝	家庭系ごみと同じ	家庭系ごみと同じ
	不燃ごみ	家庭系ごみと同じ	家庭系ごみと同じ
	資源物	家庭系ごみと同じ	可燃系（古布・古紙）は南部清掃センター、不燃系（空き缶・空きびん・ペットボトル）はリサイクルセンターへそれぞれ搬入
	可燃系粗大ごみ	家庭系ごみと同じ	中央清掃センターへ搬入する。
	不燃系粗大ごみ	家庭系ごみと同じ	リサイクルセンターへ搬入する。

④ 収集運搬

本町の家庭系ごみのうち、「生ごみ」「可燃ごみ」「プラ容器」「剪定枝」「不燃ごみ」「資源物」は、決められた日に分別をしてごみ集積所（ステーション）に出す「ごみ集積所回収方式」を行っており、家庭系ごみの「使用済み乾電池」と「使用済み小型家電」は専用ボックスによる拠点回収を行っています。いずれも収集運搬は本町の委託業者が行っています。

また、家庭系ごみの粗大ごみについては、直接搬入するか、本町の委託業者に自ら運搬を依頼することになっています。

事業系ごみについては、事業者自身が清掃センターへ直接搬入するか、本町の許可業者に自ら運搬を依頼することになっています。

表 2-1-8 収集運搬の区分

種類・分別の区分		収集頻度	運搬方法	運搬者
家庭系ごみ	生ごみ	週 2 回	ごみ集積所から回収。	町委託業者
	可燃ごみ	週 2 回		
	プラ容器	週 1 回		
	剪定枝	月 2 回		
	不燃ごみ	月 2 回		
	資源物	月 2 回		
	粗大ごみ（可燃系・不燃系）	随時	自ら運搬する。 もしくは、町委託業者に運搬を依頼する（有料）。	自己または町委託業者
	使用済み乾電池	月 1 回	専用回収ボックスから回収。	町委託業者
	使用済み小型家電	月 1 回	専用回収ボックスから回収。	町委託業者
	廃食用油※	随時	専用回収ボックス及び拠点回収	廃食用油再生業者または直営
事業系ごみ	生ごみ	随時（事業者と許可業者との契約による）	自ら運搬する。 もしくは、許可業者に運搬を依頼する。	自己または許可業者
	可燃ごみ			
	プラ容器			
	剪定枝			
	不燃ごみ			
	資源物			
	粗大ごみ			
	使用済み乾電池			
使用済み小型家電				

※ 専用ボックス及び町内各小中学校で回収した廃食用油の運搬先は株式会社ポーラーズ研究所とし、収集は随時とする。

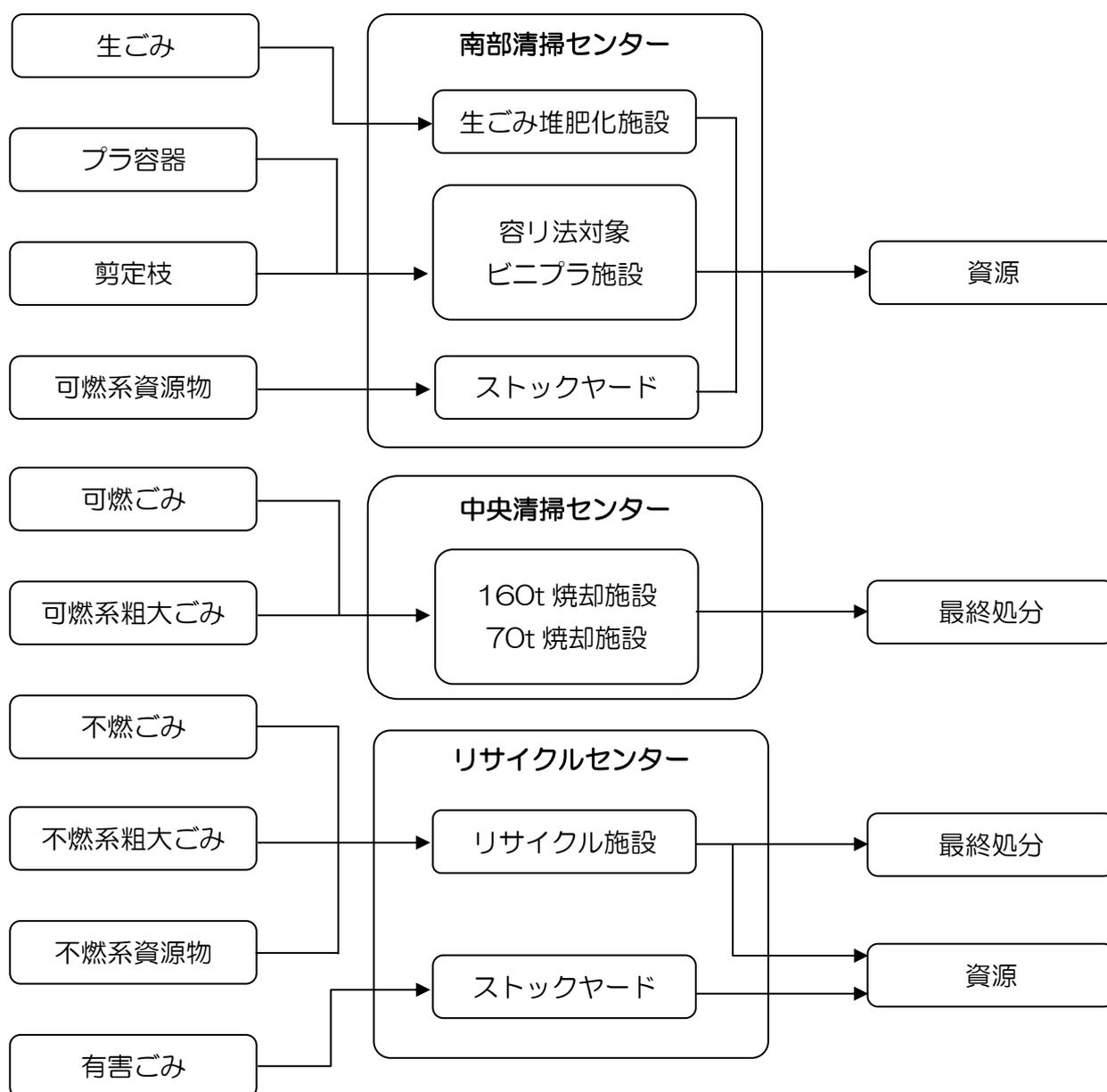
⑤ ごみ処理体系

本町のごみ処理体系を以下に示します。

本町は粗大ごみを除く家庭系ごみの収集運搬を行い、それ以降の中間処理及び最終処分は小山広域保健衛生組合が行っています。

小山広域保健衛生組合では本町から排出されたごみのうち、可燃ごみについては中央清掃センターで焼却処理しています。生ごみと剪定枝の堆肥化、プラスチック製容器包装（容リ法対象ビニプラ）の中間処理、資源物の紙類・布類の委託処理前一時保管を、南部清掃センターで行っています。不燃ごみの破碎・選別、ビン・缶・ペットボトルの中間処理及び委託処理前一時保管についてはリサイクルセンターで実施しています。不燃ごみや可燃ごみの処理後の残渣については外部へ委託処理・処分しています。

図 2-1-6 ごみ処理体系



⑥ 中間処理及び最終処分

平成 28 年度から、本町から排出されたごみのうち、生ごみと剪定枝の堆肥化、プラスチック製容器包装（容リ法対象ビニプラ）の中間処理、資源物の紙類・布類の委託処理前一時保管を、南部清掃センターで行っています。平成 31 年度から稼働したリサイクルセンターでは不燃ごみ・粗大ごみ・不燃系資源物・有害ごみ・小型家電を処理しています。可燃ごみについては、中央清掃センターで焼却処理しています。各ごみ処理施設からは、処理残渣 {焼却残渣（焼却灰とばいじん）、不燃残渣} のほか、資源物 {不燃系（鉄プレス品、アルミプレス品等）、可燃系（新聞紙、段ボール} 等を搬出しています。

小山広域保健衛生組合では、最終処分場を有していないため、中間処理後の残渣は民間業者へ委託し処分（溶融処理もしくは埋立）しています。

⑦ 不法投棄

本町の不法投棄監視活動は、町民団体が自主的な活動を行っています。この町民団体は年間 16 日前後の活動を行い、監視活動のみならず、不法投棄ごみの回収活動も行っています。また、本町と合同での不法投棄監視活動も行っています。

2 ごみの将来予測

ごみ処理の現状で示した実績を基に、現状のまま推移する現状趨勢ケースの将来予測を行います。家庭系ごみと事業系ごみの予測を行い、それらの合計によりごみ総排出量の予測としますが、家庭系ごみは人口による影響を大きく受けると考えられるため、家庭系ごみの排出量は家庭系ごみ原単位（町民1人1日当たりのごみ排出量）に人口を掛け合わせて算出します。

将来予測に必要な人口については野木町人口ビジョンで示された総人口の展望を将来人口としました。こちらでは令和7年度は25,096人、令和12年度は25,018人とそれぞれ将来人口が見込まれており、これらの間を按分して推移を求めました。

① 家庭系ごみ排出量将来予測（現状趨勢ケース）

家庭系ごみは、想定した原単位（町民1人1日当たりの排出量）に将来人口を乗じて求めます。

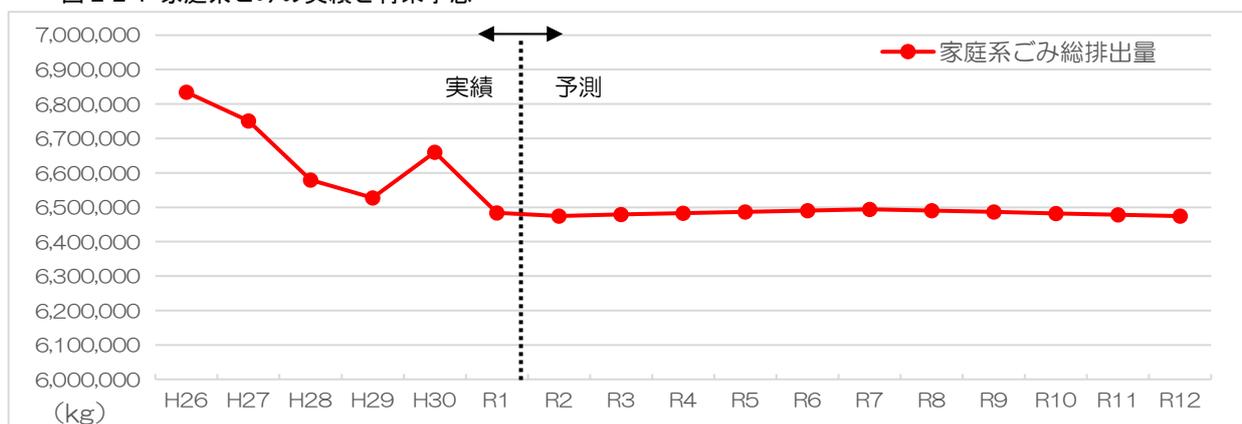
平成26年度からの家庭系ごみ原単位の実績をみると、平成26年度をピークに増加から減少に転じています。現状趨勢ケースとして直近の令和元年度の状況が続くと想定し、将来予測を行います。

表 2-2-1 家庭系ごみの実績と将来予想

	年度	家庭系ごみ総排出量 (kg)	人口 (人)	家庭系ごみ原単位 (g/人・日)
実 績	平成 26	6,828,745	25,399	737
	平成 27	6,751,088	25,292	731
	平成 28	6,579,437	25,269	713
	平成 29	6,527,095	25,249	708
	平成 30	6,660,303	25,161	725
	令和元	6,483,636	25,038	709
将 来 予 測	令和 2	6,474,801	25,020	709
	令和 3	6,478,941	25,035	709
	令和 4	6,482,823	25,050	709
	令和 5	6,486,705	25,066	709
	令和 6	6,490,587	25,081	709
	令和 7	6,494,468	25,096	709
	令和 8	6,490,328	25,080	709
	令和 9	6,486,187	25,065	709
	令和 10	6,482,047	25,049	709
	令和 11	6,478,165	25,034	709
	令和 12	6,474,283	25,018	709

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-2-1 家庭系ごみの実績と将来予想



② 事業系ごみ排出量将来予測（現状趨勢ケース）

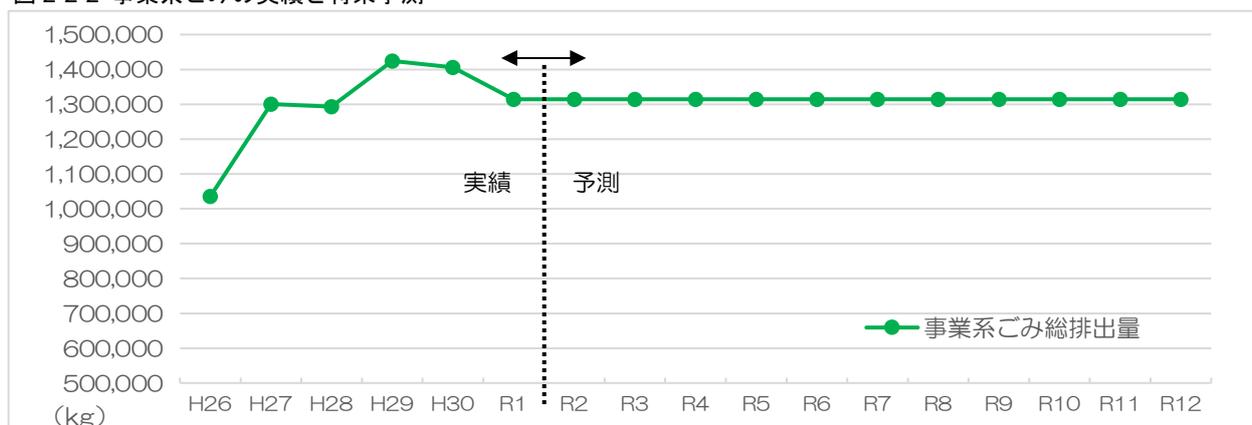
事業系ごみは、事業所の規模等により 1 事業所が排出するごみの量が大きく変動するという特徴があります。平成 26 年度からの事業系ごみ総排出量の実績をみると、平成 29 年度が最大で、以降は減少傾向にあります。現状趨勢ケースとして、直近の令和元年度の状況が続くと想定し、将来予測を行います。

表 2-2-2 事業系ごみの実績と将来予測

	年度	事業系ごみ総排出量 (kg)
実 績	平成 26	1,035,610
	平成 27	1,300,450
	平成 28	1,292,960
	平成 29	1,424,360
	平成 30	1,405,670
	令和元	1,314,660
将 来 予 測	令和 2	1,314,660
	令和 3	1,314,660
	令和 4	1,314,660
	令和 5	1,314,660
	令和 6	1,314,660
	令和 7	1,314,660
	令和 8	1,314,660
	令和 9	1,314,660
	令和 10	1,314,660
	令和 11	1,314,660
	令和 12	1,314,660

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-2-2 事業系ごみの実績と将来予測



③ ごみ総排出量の将来予測（現状趨勢ケース）

家庭系ごみと事業系ごみの合計により、ごみ総排出量の現状趨勢ケースの将来予測を行います。

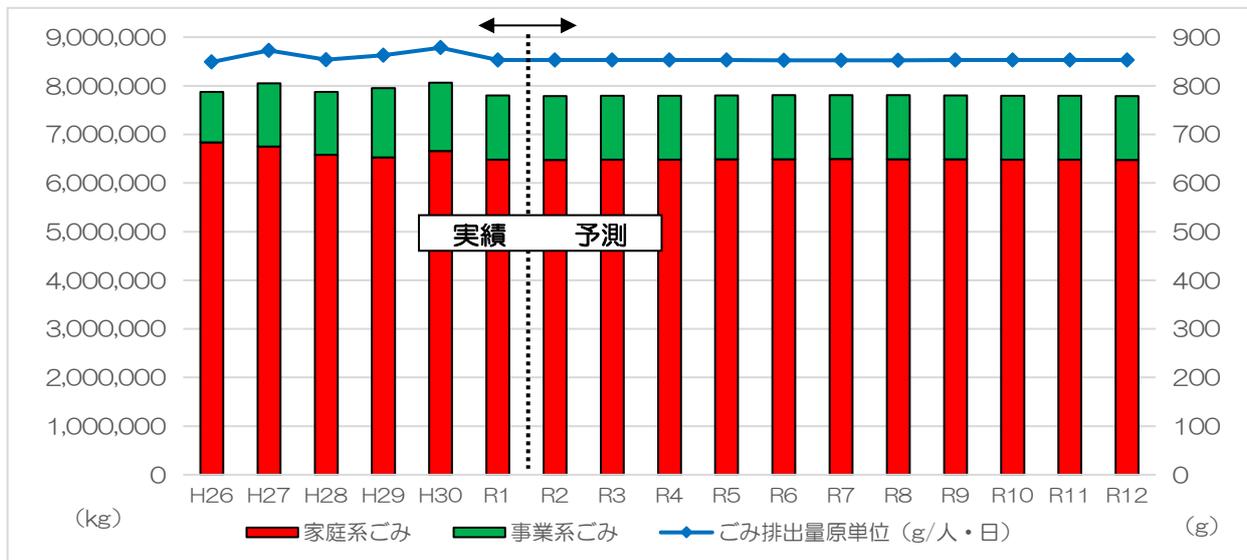
令和元年度以降、総排出量および総排出量原単位（1人1日当たり排出量）は横ばい傾向を示す結果となりました。

表 2-2-3 ごみ総排出量の実績と将来予測

	年度	家庭系ごみ 総排出量 (kg)	事業系ごみ 総排出量 (kg)	ごみ総排出量 (kg)	人口 (人)	ごみ総排出量原単位 (1人1日当たり ごみ総排出量) (g/人・日)
実 績	平成 26	6,828,745	1,035,610	7,864,355	25,399	848
	平成 27	6,751,088	1,300,450	8,051,538	25,292	872
	平成 28	6,579,437	1,292,960	7,872,397	25,269	854
	平成 29	6,527,095	1,424,360	7,951,455	25,249	863
	平成 30	6,660,303	1,405,670	8,065,973	25,161	878
	令和元	6,483,636	1,314,660	7,798,296	25,038	853
将 来 予 測	令和 2	6,474,801	1,314,660	7,789,461	25,020	853
	令和 3	6,478,941	1,314,660	7,793,601	25,036	853
	令和 4	6,482,823	1,314,660	7,797,483	25,051	853
	令和 5	6,486,705	1,314,660	7,801,365	25,066	853
	令和 6	6,490,587	1,314,660	7,805,247	25,081	853
	令和 7	6,494,468	1,314,660	7,809,128	25,096	853
	令和 8	6,490,328	1,314,660	7,804,988	25,080	853
	令和 9	6,486,187	1,314,660	7,800,847	25,064	853
	令和 10	6,482,047	1,314,660	7,796,707	25,048	853
	令和 11	6,478,165	1,314,660	7,792,825	25,033	853
	令和 12	6,474,283	1,314,660	7,788,943	25,018	853

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-2-3 ごみ総排出量の実績と将来予測



3 ごみ処理の課題

① 排出抑制

本町の1人1日当たりのごみの排出量は令和元年度に853g/人・日となっています(表2-1-2参照)。これは、直近の全国平均値918g/人・日(平成30年度:日本の廃棄物処理平成30年度版より)、栃木県平均値918g/人・日(平成30年度実績:とちぎの廃棄物平成30年度版より)、小山広域保健衛生組合実績値875g/人・日(平成28年度:一般廃棄物(ごみ)処理基本計画より)と比較して良好な状態であるといえます。

しかし、ごみの総排出量が過去5年間において増減を繰り返していることに加えて、前計画の中間目標年度(平成31年度)の目標値(810g/人・日)の達成には遠いことから、更なるごみの排出抑制を図る必要があります。

また、第8次野木町総合計画に掲げた1人1日当たりのごみ排出量目標値(令和7年度:810g/人・日)と比較して、5年間で約40g/人・日の減量化が求められています(表1-6-5参照)。さらに、将来予測(令和7年度:882g/人・日)は、令和元年度実績値よりも増加していることから、この目標達成に向けては、排出抑制の取組強化が必要と考えられます(表2-2-3参照)。

家庭系ごみは減少傾向にありますが、目標達成にはまだ遠いことから更なる排出抑制の取組強化が必要となっています。

事業系ごみについては、直近5年間で増加傾向にあり、直近の令和元年度実績は平成26年度実績と比較して30%近く増加していることから、事業系ごみの排出抑制が喫緊の課題であるといえます。特に中小企業を含めた事業者への廃棄物抑制及び分別の徹底の取り組みを促していく必要があります。

② 資源化率の向上

本町は、かつて野木資源化センター(平成26年稼働停止)で可燃ごみをRDF化していたこともあり、県内1位の資源化率でありましたが、可燃ごみの資源化を廃止して現在は県内4位の資源化率です。全国的に見ても現在も高い資源化率ではありますが、今後とも広域処理における統一的な資源化を進めるとともに、処理量や資源化量の的確な把握、公表を行い、効率的、効果的な資源化を行っていく必要があります。

③ 収集運搬

本町のごみ集積所や町の委託業者による収集運搬業務を含めた収集運搬は良好に稼働していると考えられますが、小山広域保健衛生組合の施設整備と分別統一化にともない、本町の収集運搬区分が今後変更されることも考えられます。また、人口の減少や高齢化などにより、ごみ集積所の配置や回収頻度などの検討が必要になる可能性も考えられます。これらの状況に適切に対応し、円滑で安定した収集運搬を行う必要があります。

4 基本方針及び数値目標

国全体の大きな目標である循環型社会の構築のためには、ごみの不適正処理の防止や環境への影響の低減に配慮しながら、第一にごみの排出を抑制し（リデュース）、第二に再使用（リユース）、第三に再生利用（リサイクル）の順にできる限り循環的な利用を行い、それでもなお循環的に利用できないものについては、適切な中間処理及び最終処分を行っていく社会づくりが必要です。

本町では、この「3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）」を推進していきます。

「第8次野木町総合計画」では、町の将来像を「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」とし、「ともに主体性を持って協力しあえるまち」を横断的目標としています。この計画の基本目標「自然と共生したうるおいのあるまち」では、「地球にやさしいまちづくり（リサイクルのまち）」を分野別目標のひとつとし、さらに施策の目標として「循環型社会の実現を目指し、町民や事業者に対する情報提供や働きかけ、ごみ減量化・資源化などの様々な事業の推進」を示しています。

① 基本方針

本計画では、以下の3つの基本方針を定め、循環型社会の実現のため施策を展開していきます。

基本方針

- 1 ごみの発生や排出を抑制し、快適でうるおいのあるまちを目指します。
- 2 町民・事業者・行政が協働して取り組み、リサイクル運動の推進を図ります。
- 3 分別収集の意識の高揚を図り、再利用、リサイクルを基調とした循環型社会の構築を目指します。

② 数値目標

基本方針に基づき、循環型社会の実現に向けて、生活様式や経済活動の見直しを行い、ごみの発生抑制、再使用、再生利用（資源化）の促進に向け、次のとおり数値目標を設定します。なお、この目標は第8次野木町総合計画後期計画と整合するものです。

関連するSDGs



数値目標

1 3R 活動イベント（年）	令和元年度：3回⇒ 令和7年度：3回
2 資源物集団回収団体数	令和元年度：28団体⇒ 令和7年度：28団体
3 1人1日当たりのごみ総排出量	令和元年度：853g/人・日 ⇒ 令和7年度：810g/人・日
4 1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量	令和元年度：434g/人・日 ⇒ 令和7年度：400g/人・日
5 フードドライブによる食品提供件数（年）	令和元年度：12件 ⇒ 令和7年度：50件

③ 目標達成ケースの将来予測

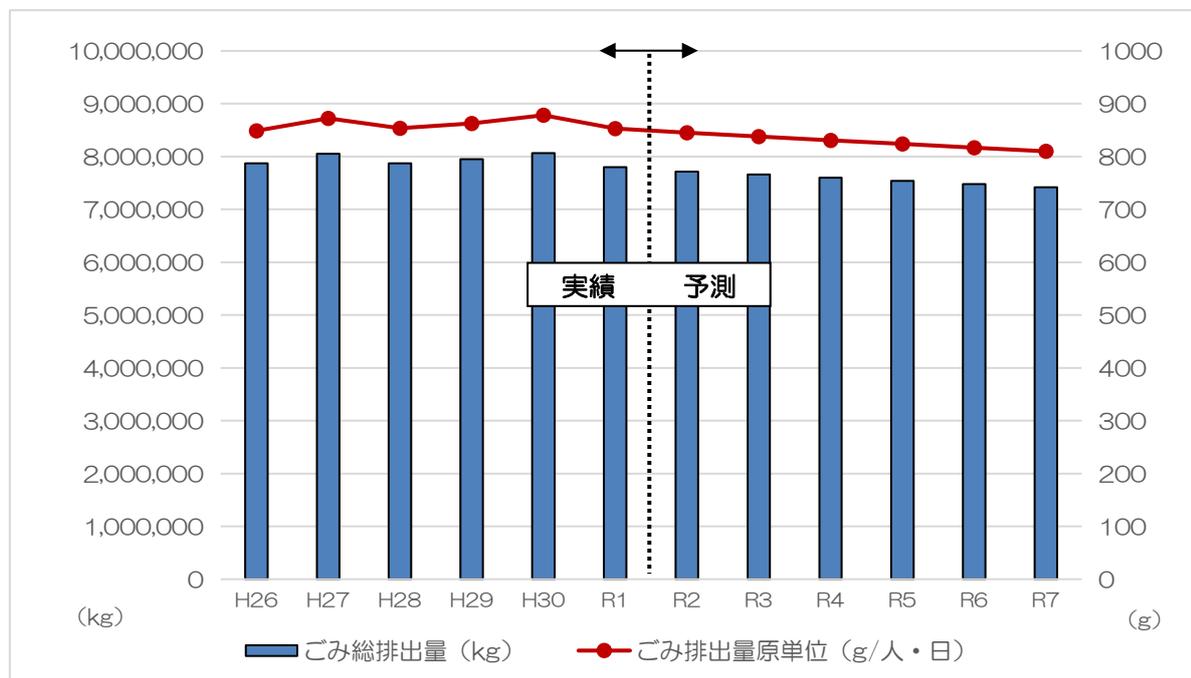
1人1日当たりのごみ総排出量の数値目標を達成する場合の将来予測を以下に示します。

表 2-4-1 ごみ総排出量の実績と将来予測

	年度	ごみ総排出量 (kg)	人口 (人)	ごみ総排出量原単位 (1人1日当たり ごみ総排出量) (g/人・日)
実 績	平成 26	7,864,355	25,399	848
	平成 27	8,051,538	25,292	872
	平成 28	7,872,397	25,269	854
	平成 29	7,951,455	25,249	863
	平成 30	8,065,973	25,161	878
	令和元	7,798,296	25,038	853
将 来 予 測	令和 2	7,716,794	25,020	845
	令和 3	7,657,761	25,036	838
	令和 4	7,598,344	25,051	831
	令和 5	7,538,850	25,066	824
	令和 6	7,479,280	25,081	817
	令和 7	7,419,632	25,096	810

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

図 2-4-1 ごみ総排出量の実績と将来予測



5 施策

本町では、基本目標の達成を目指し、循環型社会の実現のため、基本方針に沿った次の施策を展開していきます。

基本方針 1：ごみの発生や排出を抑制し、快適でうるおいのあるまちを目指します。

(1) マイバッグ・マイ箸運動の展開

令和2年7月1日に、全国一律で、プラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋が有料化となりました。マイバッグを持参する人が増えています。地球温暖化防止に向けて、できることから始める環境への取り組みとしてMBH（マイバッグ・マイ箸持参）運動を展開していきます。

(2) 多量に一般廃棄物を排出する事業者に対する減量化計画の策定指導

事業活動に伴って多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して、一般廃棄物の減量に関する計画を策定するよう指導を行っていきます。

(3) 過剰包装の抑制

包装ごみの排出を抑制するため、「過剰包装は望まない、行わない」を基本とし、町民・事業者へ呼びかけを行っていきます。

(4) リターナブル容器及び詰替え商品の購入促進

容器ごみの排出を抑制するため、リターナブル容器の使用や詰替え商品購入の促進について、町民・小売業者に呼びかけを行っていきます。

(5) 食品ロスの削減

食品ロスを減らすため、料理はおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」を行う『3きり運動』を推進します。

また、家庭や職場などで余っている未開封で賞味期限前の食品を集め、食の支援をおこなう機関・団体等を通じて、食べ物を必要とする方々に無償で提供する、フードドライブの周知活動を行います。

(6) ごみの排出抑制のための情報発信

ごみの排出状況や排出抑制の必要性など、ごみに関する情報を町民・事業者に対して積極的に発信し、排出抑制の行動を促します。

基本方針 2：町民・事業者・行政の協働による取り組みを推進し、リサイクル運動の推進を図ります。

(1) 町民・事業者との連携による不法投棄及び不適正処理の監視

ごみの不法投棄及び野外焼却等の不適正処理について、町民・事業者と連携し、監視体制を強化していきます。

(2) 資源物集団回収の促進

町民団体等における資源物集団回収を支援するため、報奨金制度を継続します。

(3) ボランティア活動への支援の推進

不法投棄物の回収や道路の清掃などを行う町民団体・事業者等を支援していきます。また、地域における一斉清掃など、それぞれの地域の特性を活かした、町民・事業者の自主的・自立的な地域清掃活動の支援をしていきます。

(4) 町民・事業者へのごみの減量、適正処理に関する情報の提供

町民・事業者が、ごみ処理の現状や課題を正しく理解した上で、自ら判断し積極的に行動していくため、広報やホームページ、出前講座等を活用した、情報の提供を行っていきます。

(5) 公共施設の機密文書のリサイクル処理

役場、小中学校、社会福祉協議会等の機密文書のリサイクル処理をしていきます。

(6) 有料指定袋制度の導入等の検討

小山広域保健衛生組合との共同事業により有料指定袋制度の導入等の検討をしていきます。

基本方針 3：分別収集の意識の高揚を図り、再利用、リサイクルを基調とした循環型社会の構築を目指します。

(1) 生ごみの減量、資源化の推進

水分を多く含み、ごみの中でも大きなウエイトを占める生ごみについては、分別収集をさらに徹底し、今後も有効な資源化を行っていきます。

(2) 容器包装プラスチックの資源化の推進

家庭から出されるごみのうち、約4割の容積を占めると言われている容器包装プラスチックの更なる資源化を推進するため、分別収集の徹底及び回収の促進を図ります。

(3) 雑紙（ざつがみ）の資源化の推進

現在、可燃ごみの中の資源化できる紙については、雑紙として資源回収することにより、更なる資源化の推進と経費削減を図っていきます。

(4) 廃食油のリサイクル

一般家庭から排出される廃食油の資源化を推進するため、回収方法や活用方法等の検討を行います。

(5) 3R 活動イベント・ごみ分別出前講座の実施

ひまわりフェスティバル等でのごみ分別啓発、ごみ分別出前講座の実施に取り組んでいきます。

(6) 環境関連施設見学における環境教育の充実

南部清掃センター等のごみ処理施設を積極的に活用し、町内団体向け見学会を実施していきます。住民からの問合せには、団体向けの申込みとし、小山広域保健衛生組合ホームページの施設見学申込みによる随時受付を案内していきます。

(7) 収集回数の適正化及びごみ集積所配置の検討

ごみの減量・資源化や財政負担、町民サービスの充実を考慮したうえで、長期的な視点に立ち、効率的・効果的な収集運搬体制及びごみ集積所の配置を検討していきます。

6 町民・事業者・行政の役割

ごみの減量・資源化を促進するためには、町民・事業者・行政の三者が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

町民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、積極的な協働と参画により、目標の達成を目指していきます。

① 町民の役割

環境意識を高く持ち、自らがごみの排出者としての責任を自覚し、「3R」に重点を置いた環境に負荷の少ない生活様式への転換を目指すとともに、地域におけるごみの減量・資源化、環境美化活動の取り組みや分別収集に積極的に協力するなど、自主的・主体的に取り組んでいきます。

② 事業者の役割

事業者としての社会的責任を認識し、「3R」に重点を置いた、環境に負荷の少ないビジネススタイルへの転換を目指すとともに、地域におけるごみの減量・資源化、環境美化活動に積極的に協力していきます。

また、生産者が廃棄及びリサイクル段階まで責任を負うという考え方である拡大生産者責任の視点に立ち、製品の製造・加工・販売・廃棄等の各過程において、資源・エネルギーの消費節減に配慮し、製品の耐久性の向上、補修サービスの充実、回収・資源化システムの構築等に取り組んでいきます。

③ 行政の役割

町民・事業者によるごみの排出抑制、再利用、資源化に関する取り組みが、円滑に行われるように、普及啓発や情報提供を積極的に行い、町民・事業者の自主的・主体的な取り組みを支援していきます。

また、さらにごみの減量を図るため、小山広域保健衛生組合と協力し、家庭系ごみ指定袋制度の整備及び実施、事業系ごみ指定袋制度の整備及び実施、有料化に合わせて実施すべき施策についての検討及び実施、直接搬入者の実態把握及び指導、事業系ごみ搬入手数料の改定の各種施策を展開していくほか、ごみの処理及び資源化にあたっては、適正かつ衛生的に、費用対効果も検討しながら効率的・効果的に行います。

7 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、今後も排出されるごみを生活環境の保全上、支障がないように中間処理施設等に搬入する必要があります。

① 収集対象物

収集対象物については、別途一般廃棄物処理実施計画により定め、今後のリサイクル法の施行等の社会情勢の変化及び、小山広域保健衛生組合における処理方式にあわせて見直します。

② 収集体制

○ 収集回数

収集回数については、別途一般廃棄物処理実施計画により定め、今後の社会情勢や生活様式等の変化に伴う収集量の著しい変動が生じた場合には随時見直しを行います。また、今後の小山広域保健衛生組合における処理方式にあわせて分別収集品目の変更が生じた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

○ 収集方式

収集方式については、現行のとおり町内のごみ集積所から町が委託した民間業者が収集運搬を行います。

また、収集効率や収集経費等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

③ 収集対象物以外の処理

町の委託業者による収集運搬以外のごみの処理については現行どおり、家庭系ごみの直接搬入（無料）、家庭系ごみの許可業者搬入（有料）、事業系ごみの直接搬入（有料）、事業系ごみの許可業者搬入（有料）の体制を維持していきませんが、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

8 中間処理及び最終処分計画

ごみの中間処理及び最終処分については、今後も小山広域保健衛生組合で処理を行います。

本町としては、中間処理施設及び最終処分場への負担を軽減するために、ごみの排出抑制（減量化）等を今後も推進していきます。

9 災害ごみ対策

風水害や地震などの災害が発生した場合、壊れた家屋や家財、食材などが大量に発生することが考えられます。このため、一時的にごみ処理施設の処理能力を超えることが考えられる他、ごみ処理施設そのものが被害に遭い、通常のごみ処理が行われない場合もあります。

このような事態に備え、「野木町災害廃棄物処理計画」および「野木町地域防災計画」に基づき、県や小山広域保健衛生組合と災害時の協力体制や役割分担などについて検討を進めます。

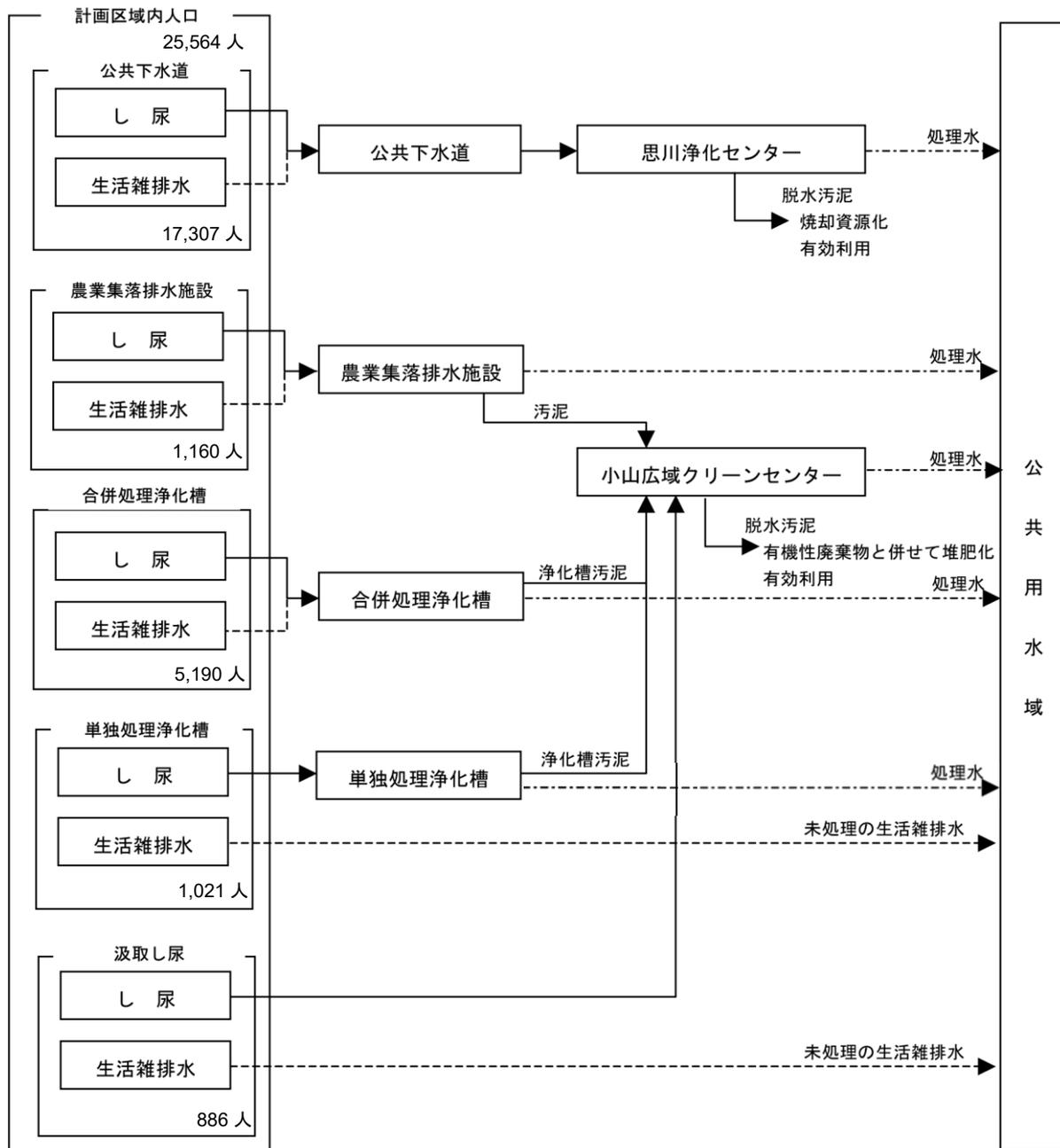
また、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」に基づき、本町被災時には応援を求めるとともに、他市町被災時には本町からの応援を行います。

Ⅲ 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理体系

本町の生活排水処理体系を以下に示します。

図 3-1-1 生活排水処理体系（令和元年度現在）



資料：小山広域保健衛生組合生活排水処理計画

2 生活排水の処理形態別人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口の推移を以下に示します。

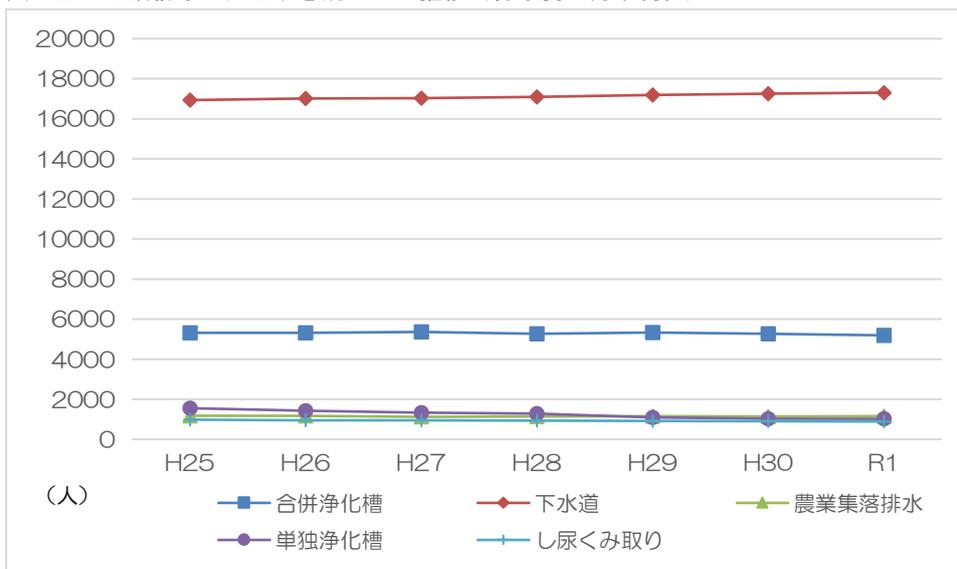
表 3-2-1 生活排水の処理形態別人口の推移（各年度 3 月末現在）

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
1. 計画処理区域内人口	25,957	25,885	25,802	25,718	25,686	25,612	25,564
2. 水洗化・生活排水処理人口	23,422	23,507	23,520	23,501	23,669	23,678	23,657
①合併処理浄化槽	5,310	5,321	5,361	5,271	5,325	5,276	5,190
②下水道	16,935	17,012	17,037	17,095	17,190	17,259	17,307
③農業集落排水施設	1,177	1,174	1,122	1,135	1,154	1,143	1,160
3. 水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	1,553	1,428	1,334	1,281	1,097	1,031	1,021
4. 非水洗化人口 （くみ取りし尿）	982	950	948	936	920	903	886
生活排水処理率（2÷1）	90.2%	90.8%	91.2%	91.4%	92.1%	92.4%	92.5%

資料：上下水道課、生活環境課 各年度 3 月末現在

図 3-2-1 生活排水の処理形態別人口の推移（各年度 3 月末現在）



資料：上下水道課、生活環境課 各年度 3 月末現在

3 河川水質の推移

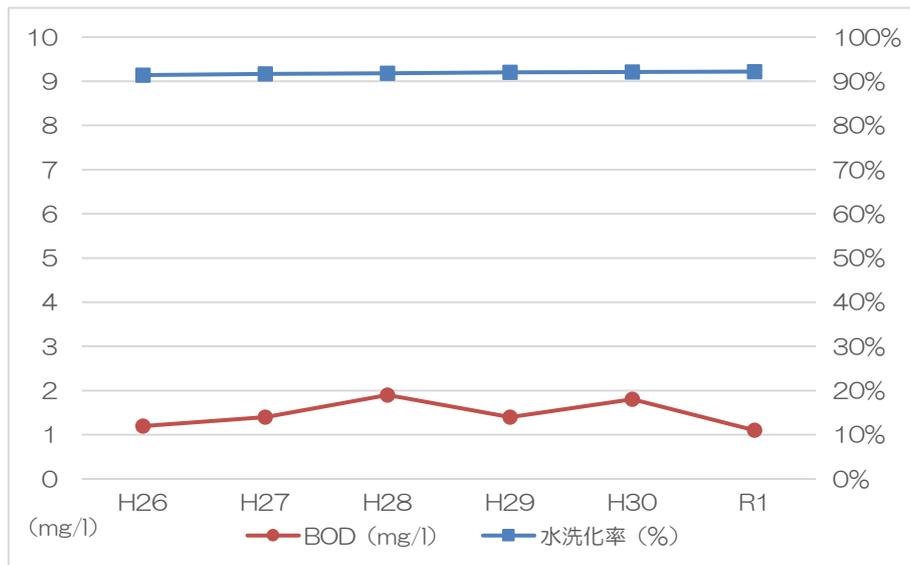
本町では、下水道の効果を確認するため、逆川の水質を確認しています。町内の水洗化率は過去5年間で横ばいであり、水質も横ばいの状態です。これまでの推移を以下に示します。

表 3-3-1 逆川の水質調査結果

項目	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
行政人口	A 人	25,855	25,802	25,718	25,686	25,612	25,564
処理区域内人口	B 人	18,535	18,571	18,628	18,694	18,734	18,774
水洗化人口	C 人	17,012	17,037	17,095	17,190	17,259	17,307
水洗化率	C/B*100 %	91.8%	91.7%	91.8%	92.0%	92.1%	92.2%
BOD	mg/l	1.2	1.4	1.9	1.4	1.8	1.1
SS	mg/l	5.8	6.6	6.6	3.9	4.1	3.6
DO	mg/l	9.8	9.8	9.6	9.5	10.2	9.7

資料：野木町下水道効果調べ台帳
 人口は各年度3月末現在
 BOD、COD、DOは各年度の平均値

図 3-3-1 逆川の水質調査結果



資料：野木町下水道効果調べ台帳
 人口は各年度3月末現在
 BOD、COD、DOは各年度の平均値

4 生活排水処理施設の状況

本町の生活排水処理施設の状況を以下に示します。

① 下水道の整備状況

本町の下水道は、「渡良瀬川下流域下水道（思川処理区）事業計画」を上位計画として、平成 2 年度に全体計画区域（平成 27 年度末現在 462ha）の基本計画を立案し、平成 4 年度より下水道整備に着手し、平成 9 年度末に一部供用を開始しています。平成 27 年度末に平成 47 年度（令和 17 年度）の行政人口 24,811 人として基本計画を見直しています。

② 農業集落排水事業

本町の農業集落排水事業は、平成 11 年度から順次供用を開始し、現在は計画している 2 地区（佐川野、川西）全ての供用を開始しています。

③ 浄化槽事業

本町の浄化槽事業は、公共下水道認可区域、農業集落排水事業区域及び市街化区域を除く野木町行政区域において、昭和 63 年度から合併処理浄化槽設置の補助金制度が実施されています。

表 3-4-1 生活排水処理施設の整備状況

事業主体	処理施設	処理区	計画年度	計画区域	計画人口	水洗化人口実績
野木町	公共下水道	思川	平成 38 年度	462ha	21,100	17,307
	農業集落排水施設	佐川野	平成 11 年度	33ha	1,150	924
		川西	平成 17 年度	13.4ha	390	236

表 3-4-2 浄化槽人口実績（令和元年度末現在）

単位：人

単独処理	1,021
合併処理	5,190
合計	6,211

資料：生活環境課

5 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

① し尿・浄化槽汚泥の処理量

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の推移を表 3-5-1 および図 3-5-1 に示します。

くみ取り（し尿）は減少傾向にあります。その要因として合併処理浄化槽の整備が進んでいることがあげられます。一方、その影響で浄化槽汚泥の処理量は平成 29 年度を境に増加傾向を示しております。くみ取りと浄化槽汚泥の処理量合計の推移としては、年度ごとに多少の増減はありますが、全体的には減少傾向を示しております。

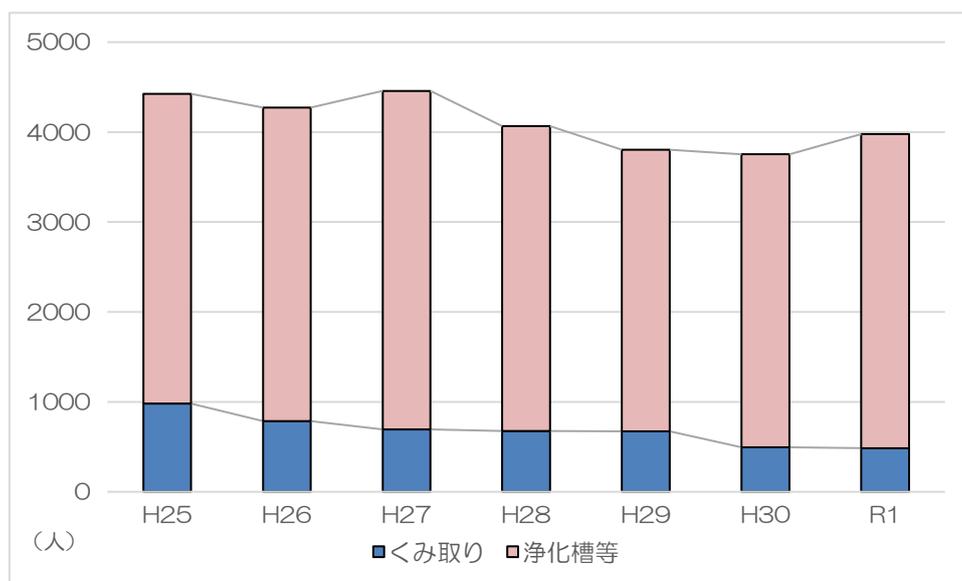
表 3-5-1 し尿処理状況の推移

単位：kl

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
くみ取り	980	786	694	674	671	496	485
浄化槽等	3,445	3,485	3,764	3,392	3,133	3,256	3,491
合計	4,425	4,271	4,458	4,066	3,804	3,752	3,976

資料：統計資料 野木町のうつつりかわり

図 3-5-1 し尿処理状況の推移



資料：統計資料 野木町のうつつりかわり

② 収集・運搬体制

本町のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、2 社の許可業者が行っています。

③ 処理体制

本町のし尿・浄化槽汚泥処理は、小山広域保健衛生組合の小山広域クリーンセンターで行っております。小山広域クリーンセンターでは、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する「し尿処理汚泥」を高速堆肥化施設で堆肥化しています。

6 基本方針

本町では、町の将来像を「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」とし、「ともに主体性を持って協力しあえるまち」を横断的目標として、「第8次野木町総合計画」を策定しています。この計画の基本目標「自然と共生したうるおいのあるまち」では、「快適ですみよいまちづくり（快適なまち）」を分野別目標のひとつとし、さらに施策の目標として「下水道の適正な維持管理及び計画的な整備」を示しています。この目標を実現するために以下の基本方針を定め、今後も公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置補助事業により、汚水処理施設の整備促進を図っていきます。

基本方針

- 1 公共下水道の供用区域拡大を図るとともに認可区域を拡大して積極的に事業を推進します。
- 2 公共下水道、農業集落排水処理への接続率向上に努めます。
- 3 公共下水道及び農業集落排水事業で取り込めない区域への浄化槽設置を推進します。

7 数値目標

本町の公共下水道や農業集落排水処理施設等によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）は、令和元年度末現在の実績で92.5%となっています（表3-2-1参照）。

中間年度の令和7年度には96.1%、目標年度の令和17年度には98.6%の達成を目標とし、最終的には生活排水処理率100%を目指します。

関連するSDGs



数値目標

令和元年度
92.5%



令和7年度
96.1%



令和17年度
98.6%

8 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を以下に示します。

○ 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制については、現行において十分な行政サービスを提供する体制が整っていることから、今後も現行と同じ許可業者が収集・運搬を行うことし、社会情勢や処理体制等の大幅な変更が生じた際には必要に応じた見直しを行うこととします。

○ 処理体制

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分は、今後も小山広域保健衛生組合により行うこととし、本町は小山広域保健衛生組合の処理計画に協力するものとします。

○ 処理施設の整備

未処理の生活排水が河川に流入することを防ぐため、公共下水道認可区域及び市街化区域においては計画的な整備を進めるとともに、それ以外の農業集落排水事業区域を除く地域については、合併処理浄化槽設置の補助を行うなどして、設置整備を図ります。

また、下水道や農業集落排水の供用区域内においては、町民・事業者に対して接続率の向上を図ります。

○ 水質汚濁防止対策

下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽のいずれにおいても、設備への負担を軽減することは水質汚濁防止対策として重要であることから、町民・事業者に対して、流してはいけないものやメンテナンスの方法など様々な情報を提供して水質汚濁防止に努めます。

◆ 資料編 ◆

◇ 用語解説

【あ行】

一般廃棄物（いっばんはいきぶつ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くずなどが一般廃棄物となります。

SS（えすえす）

水中に浮遊している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、浮遊物質（**Suspended Solids**）と呼ばれます。沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水や工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物などが該当し、川の汚れの指標の一つです。この値が高いほど水中の不純物が多く水質が悪いとされます。

SDGs（えす・でいー・じーず）

「**Sustainable Development Goals**（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17個の目標です。

【か行】

合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

正式には、特定家庭用機器再商品化法で、エアコン、テレビ（液晶・プラズマ式およびブラウン管式）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

建設リサイクル法（けんせつりさいくるほう）

正式には、建設工事に係る資材の資源化等に関する法律で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

原単位（げんたんい）

一般的には製品の一定量を生産するのに必要な各生産要素（原料・動力・労働力など）の量を指しますが、本計画では家庭系ごみの1人1日当たりの排出量を指しています。

公共下水道（こうきょうげすいどう）

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

【さ行】

最終処分場（さいしゅうしょぶんじょう）

廃棄物は、再利用または資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「遮断型処分場」、廃棄

物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

資源化（しげんか）

ごみを原料として再利用すること。

資源化率（しげんかりつ）

ごみの総排出量に対する資源化量の割合で、本町の場合は（堆肥化量＋資源物＋使用済乾電池＋集団回収＋不燃ごみからの資源化量）÷総排出量となっています。なお、堆肥化量と固形燃料化量は生ごみと可燃ごみの搬入量ではなく、南部清掃センターでの生産量を指しています。

持続可能な社会（じぞくかのうなしゃかい）

有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会をいいます。

自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくるほう）

正式には、使用済自動車の資源化等に関する法律で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルするなどの義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度です。

し尿（しにょう）

人体から排出される「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物をいいます。広義には、家庭や事務所、公共施設の便所から出る汚水を指し、水洗トイレ排水を含みます。し尿は、一般廃棄物として市町村に処理責任があります。

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

浄化槽汚泥（じょうかそうおでい）

浄化槽が汚水を浄化する過程で発生した泥の固まりをいい、廃棄物処理法において一般廃棄物に分類されます。浄化槽汚泥は浄化槽法により定期的な引き抜きが必要となります。

食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

正式には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的としています。

食品ロス(しょくひんろす)

廃棄される食品廃棄物のうち、不可食部分を除いたものことで、我が国において2017年に発生した食品廃棄物2,550万トンのうち612万トンが食品ロスであったと報告されています。日本人1人当たりの食品ロスは1年間でおよそ48kgになります。食品ロスのうち約54% (328万トン) が事業活動に伴って発生、約46% (284万トン) が家庭で発生しているといわれています。

水洗化・生活排水処理人口(すいせんか・せいかつはいすいしよりじんこう)

し尿の水洗化にあわせて生活排水も適正に処理されている人口。合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設等で処理されている人口です。

水洗化・生活排水未処理人口(すいせんか・せいかつはいすいみしよりじんこう)

し尿の水洗化はされていますが、生活排水については未処理のまま公共用水域に排出されている人口です。単独処理浄化槽のみで処理されている人口です。

生活排水(せいかつはいすい)

水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排出水を除く。)」と定義されています。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。排水中の窒素やリンによる富栄養化など水質汚濁の原因のなかで生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水処理施設の完備や合併処理浄化槽の普及が望まれています。また、生活者としても日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行い石けんをむだづかいしないといった配慮が必要とされています。

生活排水処理率(せいかつはいすいしよりりつ)

計画処理区域内人口に占める水洗化・生活排水処理人口の割合。水洗化・生活排水処理人口÷計画処理区域内人口で求めています。

【た行】

中間処理(ちゅうかんしより)

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

DO(でいーおー)

水中に溶解している酸素の量(溶存酸素: **D**issolved **O**xygen)のことで、川の汚れの指標の一つです。水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。溶存酸素が低下すると好気性微生物の活動が抑制され、水域の浄化作用が低下することからこの値が高いほど水質が良好とされます。

【な行】

農業集落排水(のうぎょうしゅうらくはいすい)

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

【は行】

廃棄物処理法(はいきぶつしよりほう)

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

BOD（びーおーでいー）

生物化学的酸素要求量（**Biochemical Oxygen Demand**）のことで、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表すもので、川の汚れの指標の一つです。この値が低いほど水質が良好とされています。

【や行】

容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）

正式には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

リサイクル（R e c y c l e）

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクルなどがあります。

リターナブル容器（りたーなぶるようき）

繰り返し使用される容器。日本では一升びん、ビールびん、牛乳びんなどが代表的で、小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売されます。

リデュース（R e d u c e）

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース（R e u s e）

物を繰り返し使うことで、一度使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

◇ ごみ処理量内訳

野木町ごみ処理量内訳

(単位：kg)

		R1	H30	H29	H28	H27	H26	
生ごみ	家庭系	670,730	699,790	745,450	804,630	764,320	830,520	
	事業系	43,140	30,090	37,740	55,100	89,310	89,190	
	小計	713,870	729,880	783,190	859,730	853,630	919,710	
可燃ごみ	家庭系	3,958,760	3,991,320	3,926,210	3,807,740	4,022,970	4,001,100	
	事業系	1,093,000	1,147,460	1,157,440	1,111,360	947,130	866,420	
	小計	5,051,760	5,138,780	5,083,650	4,919,100	4,970,100	4,867,520	
不燃ごみ	家庭系	410,300	651,090	644,700	673,040	832,830	833,040	
	事業系	48,700	63,330	86,160	49,290	40,570	33,520	
	小計	459,000	714,420	730,860	722,330	873,400	866,560	
資源物	新聞・段ボール	家庭系	233,470	212,510	220,910	257,940	257,200	272,750
		事業系	0	400	370	0	0	200
	雑誌・布	家庭系	322,510	251,880	210,820	238,750	269,340	295,370
		事業系	2,510	1,610	150	1,970	1,960	770
	不燃	家庭系	220,500	194,610	191,900	201,110	191,590	193,160
		事業系	0	0	280	380	580	610
小計		778,990	661,010	624,430	700,150	720,670	762,860	
粗大ごみ	可燃	家庭系	4,600	8,540	7,670	3,680	10,780	9,010
		事業系	7,900	8,250	8,530	2,140	6,140	6,200
	不燃	家庭系	8,320	27,690	23,400	21,610	42,020	26,160
		事業系	1,000	500	260	620	190	0
	小計		21,820	44,980	39,860	28,050	59,130	41,370
有害ごみ	家庭系	55,500	33,650	30,490	29,850	31,230	30,860	
	事業系	60	320	0	0	10	0	
	小計	55,560	33,970	30,490	29,850	31,240	30,860	
剪定枝	家庭系	286,980	288,220	209,080	176,020	79,320	107,470	
	事業系	118,330	153,710	133,420	72,050	214,560	38,700	
	小計	405,310	441,930	342,500	248,070	293,880	146,170	
プラ容器	家庭系	157,110	132,980	128,720	160,290	0	0	
	事業系	20	0	10	50	0	0	
	小計	157,130	132,980	128,730	160,340	0	0	
合計		7,643,440	7,897,950	7,763,710	7,667,620	7,802,050	7,635,050	
家庭系ごみ		6,328,780	6,492,280	6,339,350	6,374,660	6,501,600	6,599,440	
事業系ごみ		1,314,660	1,405,670	1,424,360	1,292,960	1,300,450	1,035,610	
資源物集団回収		154,856	168,023	187,745	204,777	249,488	229,305	
家庭系ごみ(集団回収含む)		6,483,636	6,660,303	6,527,095	6,579,437	6,751,088	6,828,745	
合計(集団回収含む)		7,798,296	8,065,973	7,951,455	7,872,397	8,051,538	7,864,355	

◇ 将来予測

① 家庭系ごみ排出量

	年度	人口	家庭系原単位 (g)	家庭系合計 (kg)	生ごみ (kg)	可燃ごみ (kg)	プラ容器 (kg)	剪定枝 (kg)	不燃ごみ (kg)	有害ごみ (kg)	資源物 (kg)	集団回収 (kg)
実績	平成 26	25,399	737	6,828,745	830,520	4,010,110	-	-	966,670	30,860	761,280	229,305
	平成 27	25,292	731	6,751,088	764,320	4,033,750	-	-	954,170	31,230	718,130	249,488
	平成 28	25,269	713	6,579,437	804,630	3,811,420	160,290	176,020	694,650	29,850	697,800	204,777
	平成 29	25,249	708	6,527,095	745,450	3,933,880	128,720	209,080	668,100	30,490	623,630	187,745
	平成 30	25,161	725	6,660,303	699,790	3,999,860	132,980	288,220	678,780	33,650	659,000	168,023
	令和元	25,038	709	6,483,636	670,730	3,963,360	157,110	286,980	418,620	55,500	776,480	154,856
予測	令和 2	25,020	709	6,474,801	669,816	3,957,959	156,896	286,589	418,050	55,424	775,422	154,645
	令和 3	25,036	709	6,478,941	670,244	3,960,490	156,996	286,772	418,317	55,460	775,918	154,744
	令和 4	25,051	709	6,482,823	670,646	3,962,863	157,090	286,944	418,568	55,493	776,383	154,837
	令和 5	25,066	709	6,486,705	671,047	3,965,236	157,184	287,116	418,818	55,526	776,848	154,929
	令和 6	25,081	709	6,490,587	671,449	3,967,609	157,278	287,288	419,069	55,560	777,312	155,022
	令和 7	25,096	709	6,494,468	671,851	3,969,981	157,372	287,459	419,319	55,593	777,777	155,115
	令和 8	25,080	709	6,490,328	671,422	3,967,451	157,272	287,276	419,052	55,557	777,281	155,016
	令和 9	25,064	709	6,486,187	670,994	3,964,919	157,172	287,093	418,785	55,522	776,786	154,917
	令和 10	25,048	709	6,482,047	670,566	3,962,389	157,071	286,910	418,517	55,486	776,290	154,818
	令和 11	25,033	709	6,478,165	670,164	3,960,016	156,977	286,738	418,267	55,453	775,825	154,725
	令和 12	25,018	709	6,474,283	669,762	3,957,643	156,883	286,566	418,016	55,420	775,360	154,633
	令和元年度の構成比率					0.103450	0.611287	0.024232	0.044262	0.064566	0.008560	0.119760
算出方法	H26～R2 年度は毎月人口調査(10月1日現在) R7、R12 年度は野木町人口ビジョンの展望、それ以外の年度は按分して算出		実績は家庭ごみ総排出量÷人口÷365で算出 直近の令和元年度実績を適用。	予測は家庭系ごみ原単位×人口×365で算出	予測は家庭系ごみ総排出量×令和元年度構成比率							

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

② 事業系ごみ排出量

	年度	事業系合計 (kg)	生ごみ (kg)	可燃ごみ (kg)	プラ容器 (kg)	剪定枝 (kg)	不燃ごみ (kg)	有害ごみ (kg)	資源物 (kg)
実績	平成 26	1,035,610	89,190	872,620	-	-	72,220	0	1,580
	平成 27	1,300,450	89,310	953,270	-	-	255,320	10	2,540
	平成 28	1,292,960	55,100	1,113,500	50	72,050	49,910	0	2,350
	平成 29	1,424,360	37,740	1,165,970	10	133,420	86,420	0	800
	平成 30	1,405,670	30,090	1,155,710	0	153,710	63,830	320	2,010
	令和元	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
予測	令和 2	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 3	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 4	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 5	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 6	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 7	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 8	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 9	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 10	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 11	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和 12	1,314,660	43,140	1,100,900	20	118,330	49,700	60	2,510
	令和元年度の構成比率			0.032815	0.837403	0.000015	0.090008	0.037804	0.000046
算出方法	予測は直近の令和元年度実績を適用。		予測は事業系ごみ総排出量×令和元年度構成比率						

※数値は単位未満四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある

③ ごみ総排出量

	年度	人口	総排出量原単位 (g)	総排出量合計 (kg)	生ごみ (kg)	可燃ごみ (kg)	プラ容器 (kg)	剪定枝 (kg)	不燃ごみ (kg)	有害ごみ (kg)	資源物 (kg)	集団回収 (kg)
	実績	平成 26	25,399	848	7,864,355	919,710	4,882,730	-	-	1,038,890	30,860	762,860
平成 27		25,292	872	8,051,538	853,630	4,987,020	-	-	1,209,490	31,240	720,670	249,488
平成 28		25,269	854	7,872,397	859,730	4,924,920	160,340	248,070	744,560	29,850	700,150	204,777
平成 29		25,249	863	7,951,455	783,190	5,099,850	128,730	342,500	754,520	30,490	624,430	187,745
平成 30		25,161	878	8,065,973	729,880	5,155,570	132,980	441,930	742,610	33,970	661,010	168,023
令和元		25,038	853	7,798,296	713,870	5,064,260	157,130	405,310	468,320	55,560	778,990	154,856
予測	令和 2	25,020	853	7,789,461	712,956	5,058,859	156,916	404,919	467,750	55,484	777,932	154,645
	令和 3	25,036	853	7,793,601	713,384	5,061,390	157,016	405,102	468,017	55,520	778,428	154,744
	令和 4	25,051	853	7,797,483	713,786	5,063,763	157,110	405,274	468,268	55,553	778,893	154,837
	令和 5	25,066	853	7,801,365	714,187	5,066,136	157,204	405,446	468,518	55,586	779,358	154,929
	令和 6	25,081	853	7,805,247	714,589	5,068,509	157,298	405,618	468,769	55,620	779,822	155,022
	令和 7	25,096	853	7,809,128	714,991	5,070,881	157,392	405,789	469,019	55,653	780,287	155,115
	令和 8	25,080	853	7,804,988	714,562	5,068,351	157,292	405,606	468,752	55,617	779,791	155,016
	令和 9	25,064	853	7,800,847	714,134	5,065,819	157,192	405,423	468,485	55,582	779,296	154,917
	令和 10	25,048	853	7,796,707	713,706	5,063,289	157,091	405,240	468,217	55,546	778,800	154,818
	令和 11	25,033	853	7,792,825	713,304	5,060,916	156,997	405,068	467,967	55,513	778,335	154,725
	令和 12	25,018	853	7,788,943	712,902	5,058,543	156,903	404,896	467,716	55,480	777,870	154,633
算出方法	H26～R2 年度は毎月人口調査(10月1日現在) R7、R12 年度は野木町人口ビジョンの展望、それ以外の年度は按分して算出		直近の令和元年度実績を適用。総排出量÷人口÷365	家庭系ごみ総排出量+事業系ごみ総排出量	家庭系生ごみ排出量+事業系生ごみ排出量	家庭系可燃ごみ排出量+事業系可燃ごみ排出量	家庭系プラ容器排出量+事業系プラ容器排出量	家庭系剪定枝排出量+事業系剪定枝排出量	家庭系不燃ごみ排出量+事業系不燃ごみ排出量	家庭系有害ごみ排出量+事業系有害ごみ排出量	家庭系資源物排出量+事業系資源物排出量	家庭系集団回収排出量(事業系は該当なし)

◇ 将来予測 (目標達成ケース)

	年度	人口	総排出量原単位 (g)	総排出量合計 (kg)
	実績	平成 26	25,399	848
平成 27		25,292	872	8,051,538
平成 28		25,269	854	7,872,397
平成 29		25,249	863	7,951,455
平成 30		25,161	878	8,065,973
令和元		25,038	853	7,798,296
予測	令和 2	25,020	845	7,716,794
	令和 3	25,036	838	7,657,761
	令和 4	25,051	830	7,598,344
	令和 5	25,066	824	7,538,850
	令和 6	25,081	817	7,479,280
	令和 7	25,096	810	7,419,632